

給水装置工事施行基準

常滑市建設部水道課

目次

第1章 総則.....	1
1-1 目的.....	1
1-2 定義.....	1
1-3 給水装置の設置.....	2
1-4 給水装置工事の種別.....	2
1-5 給水装置の管理区分.....	3
1-6 指定給水装置工事事業者制度.....	4
1-6-1 指定給水装置工事事業者制度の目的.....	4
1-6-2 指定給水装置工事事業者制度の概要.....	4
1-6-3 給水装置工事主任技術者の役割と職務.....	6
1-7 給水装置の設置に関わる費用.....	7
1-8 3階以上の共同住宅における取扱.....	9
第2章 給水装置の構造及び材質.....	11
2-1 給水装置の構造及び材質.....	11
2-2 給水装置の材料.....	12
2-2-1 給水装置の材料.....	12
2-2-2 給水管及び継手.....	12
2-2-3 給水用具.....	12
2-2-4 水道メーター.....	14
2-2-5 認証制度.....	14
2-3 給水装置のシステム基準.....	15
2-3-1 水の汚染防止.....	15
2-3-2 水撃防止.....	15
2-3-3 侵食防止.....	15
2-3-4 逆流防止.....	16
2-3-5 凍結防止.....	17
2-3-6 クロスコネクション防止.....	18
第3章 給水装置の設計.....	19
3-1 基本調査.....	19
3-2 給水方式の決定.....	19
3-3 計画使用水量の決定.....	20
3-3-1 用語の定義.....	20
3-3-2 計画使用水量の決定.....	20
3-4 給水管の口径の決定.....	21
3-5 図面作成の仕方.....	23

3-6	受水槽	30
3-6-1	関係法規等	30
3-6-2	受水槽設置条件	30
3-6-3	受水槽の容量	30
3-6-4	受水槽の付属設備	30
第4章	給水装置工事の手続き	32
4-1	給水装置工事申請の手続き	32
4-2	給水装置工事（臨時）申請の手続き	32
4-3	給水装置工事（廃止）申請の手続き	33
4-4	給水装置工事完了の手続き	33
4-5	その他の覚書	34
4-6	設計審査	34
第5章	給水装置工事の施行	36
5-1	給水管の分岐	36
5-2	給水管の埋設深さ及び占用位置	38
5-3	給水管の明示	38
5-4	止水栓の設置	39
5-5	給水管の防護	45
5-6	水道メーターの設置	45
5-7	土工事等	46
5-7-1	土工事	46
5-7-2	道路復旧工事	46
5-7-3	現場管理	46
5-8	給水装置工事の安全管理	46
5-9	配管工事	47
5-9-1	基本事項	47
5-9-2	各管種の接合方法	47
5-9-3	配管の留意事項	48
第6章	維持管理	49
6-1	給水装置の維持管理	49
6-2	漏水に関わる対策	49
6-3	給水用具の故障と修理	49
6-4	異常現象と対策	49
6-5	受水槽の管理指導	51
第7章	検査	52
7-1	給水装置工事主任技術者の工事検査	52
7-2	管理者の検査	54
7-3	給水装置所有者への引き渡し	54

第1章 総則

1-1 目的

本施行基準は、水道法、常滑市水道事業給水条例等関係規程に基づき、給水装置工事の施行及び管理を適正かつ合理的に運用するため、給水装置工事の技術上の基準及び手続きを定め、適正な運営を図ることを目的とする。

1-2 定義

本施行基準において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 管理者
常滑市水道事業管理者のことをいう。
- (2) 工事事業者
常滑市水道指定給水装置工事事業者のことをいう。
- (3) 主任技術者
給水装置工事主任技術者の資格を有する者のことをいう。
- (4) 配水管
配水本管及び配水支管のことをいう。
- (5) 配水本管
配水支管へ浄水を輸送する役割を持ち、かつ給水管の分岐のない管のことをいう。
本市では、250mm以上の管のことをいう。
- (6) 配水支管
需要者へ浄水を供給する役割を持ち、給水管を分岐する管のことをいう。
本市では、200mm以下の管のことをいう。
- (7) 給水装置
需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことをいう。
- (8) 給水管
給水装置及び給水装置より下流の受水槽以下の給水設備を含めた水道用の管のことをいう。
- (9) 給水用具
給水管に直結され、給水管に容易に取りはずしのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる分水栓、止水栓、給水栓等の器具類をいう。
- (10) 受水槽
給水装置からの水を直接受水するための水槽のことをいう。
- (11) 構造材質基準
給水装置の構造及び材質の基準のことをいう。水道法第16条に基づく水道事業者による給水契約の拒否や給水停止の権限を発動するか否かの判断に用いるためのものであり、給水装置が有すべき必要最小限の要件を基準化している。
- (12) 基準省令
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（厚生省令第14号）のことをいう。

1-3 給水装置の設置

(給水装置の種類)

《常滑市水道事業給水条例第4条》

給水装置は次の3種とする。

- (1)専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2)共用給水装置 2戸以上で共用するもの
- (3)私設消火栓 消防用に使用するもの

(解説)

給水装置は、供給される水の使用目的によって、専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓の3種類とする。

(1) 専用給水装置

給水装置の大部分を占め、生活用、営業用及び工業用等に使用する給水装置のことをいう。原則として、1敷地1箇所専用するものをいう。ただし、1敷地内に用途の異なる複数の独立した建物が建築される場合には、建物ごとに別々の給水装置を設置することができる。

(2) 共用給水装置

アパート、マンション等の共用で使用する給水装置のことをいう。

(3) 私設消火栓

工場、事業所、その他特別の建物等の私設水道に取り付けられた消防用に供するための装置のことをいう。

1-4 給水装置工事の種類

給水装置工事とは、水道法第3条第11項における給水装置の設置又は変更の工事をいう。具体的には給水装置の新設、改造、修繕及び廃止(撤去)のことをいう。この場合の工事とは、工事に先立って行う調査から、計画の立案、設計、工事の施行、竣工検査までの一連の過程の全部又は一部をいう。

(1) 新設工事

新規に給水装置を設置する工事をいう。

(2) 改造工事

既設の給水装置における給水管の増径、管種の変更、給水栓の増設など給水装置の原形を変える工事をいう。

(3) 修繕工事

既設の給水装置において給水装置の原形を変えないで、給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。ただし、水道法施行規則第13条で規定する給水装置の軽微な変更を除く。

(4) 廃止(撤去)工事

既設の給水装置が不用となった場合に給水装置の全部を廃止(撤去)する工事をいう。

1-5 給水装置の管理区分

給水装置の管理区分については、給水装置のうち配水管の分岐箇所から最初の止水栓（第一止水栓）までを管理者が管理する。また、第一止水栓以降屋内側については、メーターも含め水道使用者が管理する。

(解説)

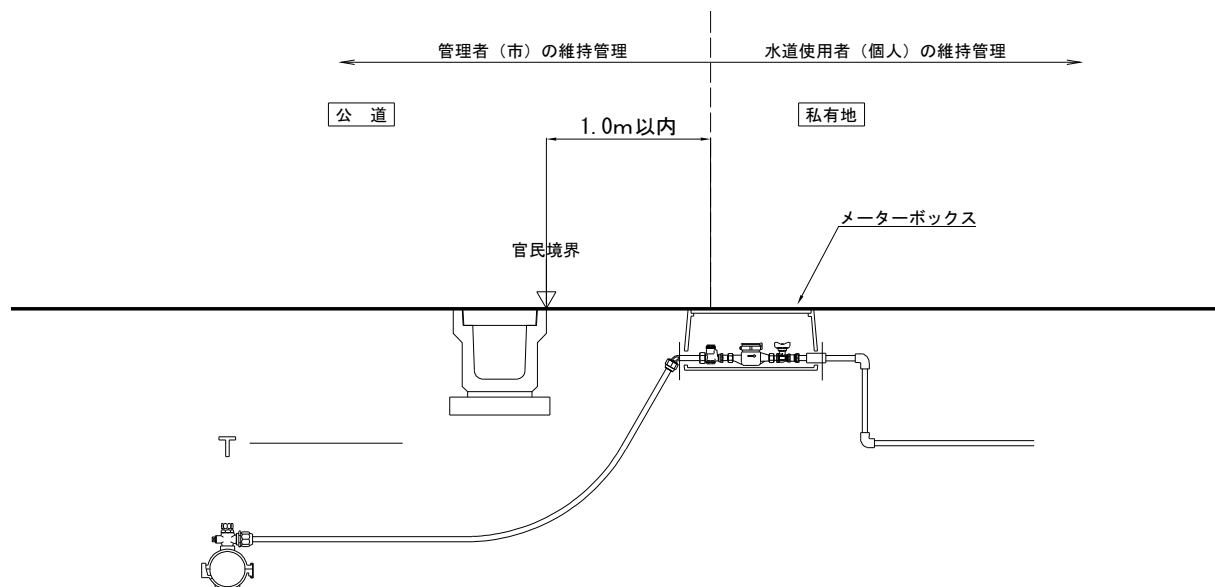


図1-1 管理区分図

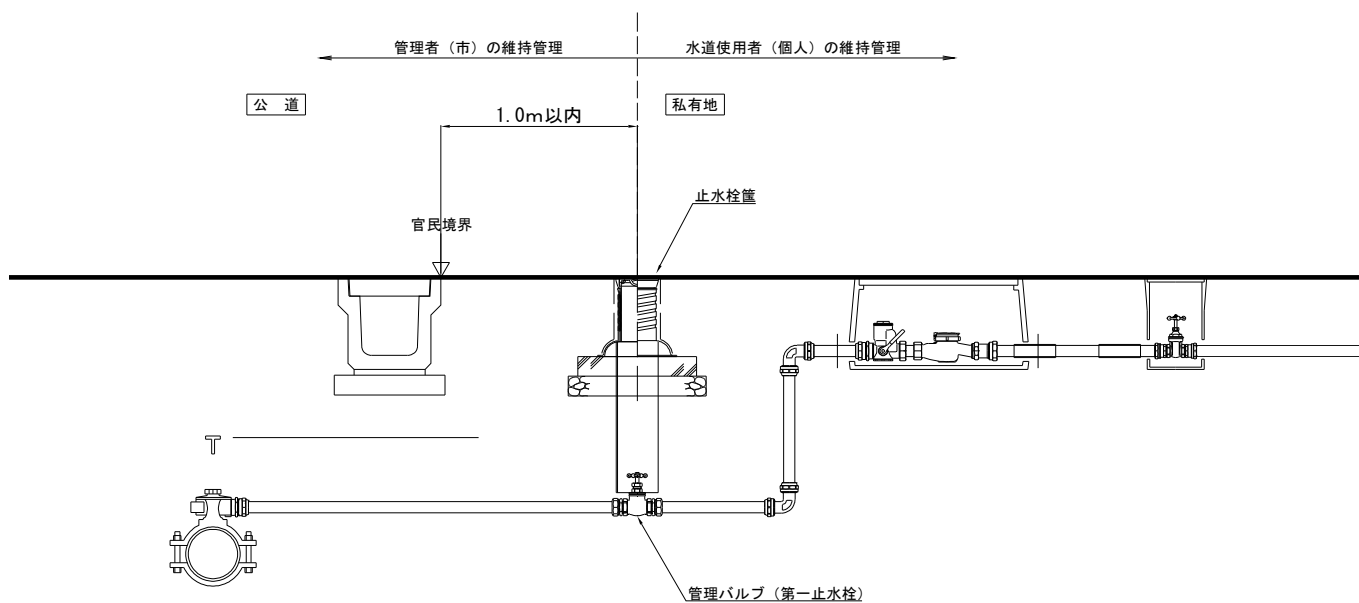


図1-2 管理バルブを設置した場合の管理区分図

1-6 指定給水装置工事事業者制度

1-6-1 指定給水装置工事事業者制度の目的

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年6月の水道法改正によって法制化され、平成10年4月1日に施行されたものである。水道事業者は、その給水区域において、給水装置の構造及び材質が水道法施行令に定める構造材質基準に適合することを確保するため、水道法第16条の2第1項の規定に基づき、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を指定する制度である。

また本制度においては、各水道事業者（市町村等）が供給規程等（給水条例等）に基づいて運用してきた指定工事店制度を規制緩和の目的で全国一律の制度として見直し、指定の基準に加え、主任技術者が行う、必要な規定を定めており、全国一律の運用を図るために水道法に新たに位置付けたものである。

また、平成30年に、指定給水装置工事事業者の資質の保持・向上等を図るため水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に5年の有効期限を設ける更新制が導入された。

1-6-2 指定給水装置工事事業者制度の概要

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置き《水道法第25条の3》、その選任・解任について一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならない《水道法第25条の4》。指定事項の変更があったときや、事業を廃止、休止、再開したときも、一定の手続きにより水道事業者に届け出なければならない《水道法第25条の7》。

また、水道法第25条の8に基づき同法施行規則第36条に定める事業の運営の基準に従い、適正な給水装置工事事業者の事業の運営に努めなければならない。

なお、上記法令等に違反した場合、水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことができる《水道法第25条の11》旨規定されている。

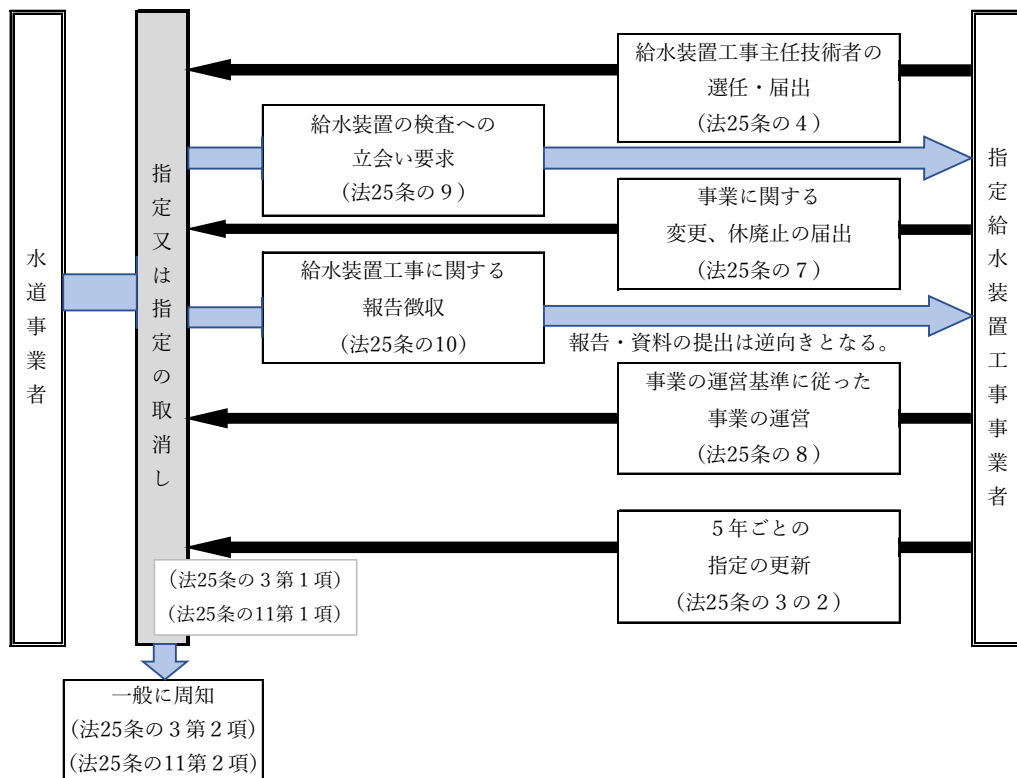


図1-3 指定給水装置工事事業者制度の概要

(解説)

(事業の運営の基準)

≪水道法施行規則第 36 条≫

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行うものを指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 6 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第 25 条の 4 第 3 項第三号の確認の方法及びその結果

1-6-3 給水装置工事主任技術者の役割と職務

主任技術者は、給水装置が構造材質基準に適合するよう確実に工事を施行するため、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事過程全体について技術上の統括・管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督等を行う。

(解説)

(給水装置工事主任技術者)

≪水道法第 25 条の 4 第 1 項≫

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

≪水道法第 25 条の 4 第 2 項≫

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

≪水道法第 25 条の 4 第 3 項≫

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

≪水道法第 25 条の 4 第 4 項≫

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

1-7 給水装置の設置に関わる費用

(新設等の費用負担)

≪常滑市水道事業給水条例第6条≫

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合については、市においてその費用を負担することができる。

(解説)

給水装置工事の申請に際して必要な費用は以下のとおりである。

(1) 工事費

(工事費の算出方法)

≪常滑市水道事業給水条例第10条第1項≫

市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 運搬費

(5) 間接経費

(6) 設計事務費

≪常滑市水道事業給水条例第10条第2項≫

前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

≪常滑市水道事業給水条例第10条第3項≫

前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(2) 加入者負担金

(加入者負担金)

≪常滑市水道事業給水条例第7条第1項≫

加入者負担金は、給水装置の新設及び増径工事の申込者から、水道メーター（以下「メーター」という。）1基につき1口単位とし、次に掲げる金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税等率」という。）に1を加えた率を乗じて得た金額を徴収する。ただし、臨時用はこの限りでない。なお、増径申込者から徴収する加入者負担金は新口径に係る口数と旧口径に係る口数の差額とする。

メーター口径	口数	加入者負担金（税抜）
径 13ミリ	1口	59,000円
径 20ミリ	2口	118,000円
径 25ミリ	4口	236,000円
径 40ミリ	9口	531,000円
径 50ミリ	14口	826,000円
径 75ミリ	34口	2,006,000円
径 100ミリ	65口	3,835,000円
径 150ミリ	165口	9,735,000円
径 200ミリ	351口	20,709,000円
径 250ミリ	632口	37,288,000円
径 300ミリ	1,024口	60,416,000円

表 1 - 1 口径別加入者負担金

≪常滑市水道事業給水条例第 7 条第 2 項≫

前項に規定する加入者負担金は、給水装置工事の申込の際徴収する。

≪常滑市水道事業給水条例第 7 条第 3 項≫

加入者負担金は、市長が特別な理由があると認めた場合のほか還付しない。

一部改正〔平成 14 年条例 15 号・25 年 67 号〕

(3) 設計審査手数料・工事検査手数料

ア 給水装置工事申請の設計審査（材料の確認を含む。）には、1 回につき 1,000 円の手数料が必要である。

イ 給水装置工事完了の手続きにおける工事の検査には、1 回につき 1,000 円の手数料が必要である。

(4) 遠隔地負担金

配水管未布設地区等から給水装置工事申請の新規申込みを受けた場合、市長は配水管新規設置の必要性を判断し、申込者は「常滑市水道事業工事費用負担金要綱」及び「宅地造成事業等の遠隔地負担金に関する要綱」に基づき、別途、遠隔地負担金を納入しなければならない。

配水管新設及び改修工事は、市が実施する。申込み後、工事設計から工事施工・完了まで期間を要することを留意する。

1-8 3階以上の共同住宅における取扱

本市においては、3階以上の共同住宅における取扱いについて集中検針方式と集合計算方式を採用している。

(1) 集中検針方式

アパート・マンション等の水道料金の計算方式のひとつとして、親メーター及び各戸メーターを検針し、個別に各戸の水道使用者から水道料金を徴収するものである。

ア 適用条件

受水槽によって給水するアパート等の3階以上の建物において、計量法に基づく各戸メーター及び集中検針盤を住宅所有者が設置するもの。

各戸メーターには、市が定める遠隔指示式水道メーターが取り付けられていなければならない。

イ 申請手続き

住宅所有者は、『中高層アパート等の各戸検針及び水道使用料金徴収に関する特別取扱申請書(別記様式)』を市長に提出しなければならない。

工事計画及び設計に当たっては、事前に図面等を提出し、市長と協議をする。

工事施工に当たっては、設計図書を提出し、市長の承認を受ける。

ウ 検針と料金

検針は、各戸メーターの指針が表示される集中検針盤及び親メーターの双方について行う。

親メーター又は、各戸メーターの故障等により正常な検針結果が得られない場合には、市長が過去の実績等を勘案して当該使用水量を認定する。

水道料金は、個別に各戸の水道使用者から徴収する。

親メーターの使用水量が、各戸メーターの合計使用水量を越えた場合は、その差水量に対する水道料金を住宅管理者から徴収する。ただし、差水量が8%に満たない場合には、徴収をしない。

受水槽、高架水槽の清掃をした場合は、容量分の水道料金を住宅管理者から徴収する。

(2) 集合計算方式

アパート・マンション等の水道料金の計算方式のひとつとして、市で設置した親メーターを検針し、建物全体の水道料金を住宅管理者等宛に請求する方式である。

ア 適用条件

アパート等の3階以上の建物において、受水槽によって給水する共同住宅であり、世帯を構成するもの。

イ 申請手続き

住宅所有者は、集合計算方式を開始するときに『共用・集合用給水申込書(様式第4号)』を提出する。また、各部屋の入居・退去による使用戸数の変更があった場合に『共用・集合用使用戸数変更届(様式第9号)』を2か月に1度提出する。変更がなければ提出の必要はない。

ウ 検針と料金

市で設置した親メーターを検針し、建物全体の水道料金を住宅管理者等宛に一括請求する。

料金の計算は、各世帯が均等に使用したとみなして、1戸あたりの水道料金を求めてから、建物全体の水道料金を計算する。

	集中検針	集合計算
受水槽	受水槽による給水	「受水槽によって給水する共同住宅であるもの」が条件
建物用途	アパート等（店舗等を含んでも可） 3階以上	「世帯を構成するもの」が条件
加入者負担金	親メーター	親メーター
親メーター	設置：市 検満取替：市 検針：市	設置：市 検満取替：市 検針：市
各戸メーター	設置：水道所有者（遠隔指示式水道メーター） 検満取替：水道所有者 検針：市（集中検針盤による）	設置：有無を問わない（水道所有者） 検満取替：水道所有者（設置した場合） 検針：水道所有者（設置した場合）
集中検針盤	設置：要（水道所有者）	設置：不要
水道料金計算	基本料金：φ13 水量料金：各戸メーターの使用水量	基本料金：φ13×戸数 水量料金：親メーターの使用水量 （1戸当たりの水量料金を算出し戸数倍）
水道料金徴収	市 → 各入居者（各戸メーター）	市 → 水道所有者（親メーター）
各戸の使用開始・中止受付	市で受付し、開閉栓の管理を行う	各戸の管理は水道所有者・管理人
申請様式	・「中高層アパート等の各戸検針及び水道使用料金徴収に関する特別取扱 申請書 （別記様式）」 ・「中高層アパート等の各戸検針及び水道使用料金徴収に関する特別取扱 契約書 」 ・「関係図面」	・「共用・集合用給水 申込書 （様式第4号）」 ・「共用・集合用使用 戸数変更届 （様式第9号）」
準拠	・「中高層アパート等の各戸検針及び水道使用料金徴収に関する特別取扱 要綱 」	・給水条例23条 ・給水条例施行規則25条

※各申請書等については別途様式集参照

表1-2 集中検針及び集合計算の概要

第2章 給水装置の構造及び材質

2-1 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、水道法及び水道法施行令に定める基準に適合するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次のとおりである。

- (1) 水道法第16条 給水装置の構造及び材質
- (2) 水道法施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準
- (3) 基準省令（全条）

(解説)

(給水装置の構造及び材質)

≪水道法第16条≫

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質の基準)

≪水道法施行令第6条第1項≫

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

≪水道法施行令第6条第2項≫

前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的な細目は、厚生労働省令で定める。

≪基準省令≫

基準省令全文参照。

2-2 給水装置の材料

2-2-1 給水装置の材料

(1) 給水装置材料は、給水管、継手及び給水用具と分類する。

給水装置材料は、基準省令の性能基準に満足したものとする。

また、附属材料は、メーターボックスや止水栓筐など筐類と、接着剤、シール剤等の接水する材料に分類する。

メーターボックスや止水栓筐など筐類は本市指定品、接着剤、シール剤等の接水する材料は、規格表示品を使用する。

(2) 配水管への取付口から屋内止水栓までの給水装置材料は、本市が指定した材料及び構造とする。

2-2-2 給水管及び継手

給水管及び継手は、基準省令の性能基準に適合する必要がある。また、工事施工に当たっては、給水装置のシステム基準に適合させる必要がある。

給水装置に使用される給水管には、ライニング鋼管、ステンレス鋼管、銅管、ダクタイル鋳鉄管、合成樹脂管（硬質ポリ塩化ビニル管、水道用ポリエチレン二層管、水道配水用ポリエチレン管、水道給水用高密度ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブテン管等）があり、これらの管種の選定に当たっては、布設場所の環境及び地質、管が受ける外力、気候、管の特性、通水後の維持管理等を考慮し、最も適切な管種及びそれに適合した継手を選定する。

2-2-3 給水用具

給水用具の一般に使用されている資材を以下に示す。

(1) 分水栓

各種分水栓は、分岐可能な配水管や給水管から不断水で給水管を取り出すための給水用具で、サドル付分水栓、割T字管がある。

(2) 止水栓

止水栓は、給水の開始、中止及び給水装置の修理その他の目的で給水を制限又は停水するために使用する給水用具である。給水装置工事において一般的に呼称されている「止水栓」とは、市が定めている給水装置工事の施行基準等において、給水装置の分岐（分水栓）から水道メーターまでの間に設置することを義務付けているものを指す。

(3) 給水栓

給水栓は、給水装置において給水管の末端に取り付けられ、弁の開閉により流量又は湯水の温度調整等を行う給水用具である。

(4) 弁類

止水栓を除く主として水道メーター下流側に設置する弁類としては、減圧弁、定流量弁、安全弁（逃し弁）、逆止弁、バキュームブレーカ、空気弁、吸排気弁、吸気弁、ミキシングバルブがある。

基準省令では、減圧弁、安全弁（逃し弁）、逆止弁、空気弁及び電磁弁について耐久性能試験が義務付けられている。

(5) 冷水機

冷水機（ウォータークーラー）は、冷却槽で給水管路内の水を任意の一定温度に冷却し、押しボタン式又は足踏式の開閉弁を操作して、冷水を射出する給水用具である。

(6) 自動販売機

自動販売機は、水道水を冷却又は加熱し、清涼飲料水、茶、コーヒー等を販売する器具である。

水道水は、器具内給水配管、電磁弁を通して、水受けセンサーにより自動的に供給される。タンク内の水は、目的に応じてポンプにより加工機構へ供給される。

構造によっては、逆止弁、負圧破壊装置（大気圧式バキュームブレーカ）が内蔵されたものもある。

(7) 製氷機

製氷機は、水道水を冷却機構で冷却し、氷を製造する機器である。

(8) 湯沸器

湯沸器は、小規模な給湯設備の加熱装置として用いられるもので、ガス、石油、電気、太陽熱等を熱源として水を加熱し、給湯する給水用具の総称である。構造別に瞬間湯沸器、潜熱回収型湯沸器、貯湯湯沸器、貯蔵湯沸器等がある。

(9) 浄水器

浄水器は、水道水中の残留塩素等の溶存物質や濁度等の減少を主目的とした給水用具である。水栓の流入側に取り付けられ常時水圧が加わるもの（先止め式）、水栓の流出側に取り付けられ常時水圧が加わらないもの（元止め式）がある。

(10) 直結加圧形ポンプユニット

直結加圧形ポンプユニットは、給水装置に設置して中高層建物に直接給水することを目的に開発されたポンプ設備で、その機能に必要な構成機器すべてをユニットにしたものである。

本市では設置を認めていない。

(11) 洗浄装置付便座

洗浄装置付便座は、温水発生装置で得られた温水をノズルから射出し、おしり等を洗浄する装置を具備した便座である。フィルターの詰まりに注意する必要がある。

(12) 食器洗い機

食器洗い機は、洗浄槽に配置した食器を自動的に洗浄する器具である。据え置き型とビルトイン型がある。

(13) ディスポーザ用給水装置

ディスポーザ用給水装置は、台所の排水口部に取り付けて生ごみを粉砕するディスポーザとセットとして使用する器具である。排水口部で粉砕された生ごみを水で排出するために使用する。

(14) 水栓柱（立水栓）

水栓柱（立水栓）は、屋外に設置され、外筒に立ち上がり管を内蔵している器具である。外筒の材質は旧来からあるレジンコンクリートや硬質ポリ塩化ビニルの他、ステンレスやアルミニウム、木調や石材調等多種に及んでいる。

(15) その他の給水用具

その他の給水用具として、スプリンクラーヘッド、水撃防止器、シャワーヘッド、給湯用加圧装置、非常時用貯水槽、ユニット化装置、ストレーナ等がある。

2-2-4 水道メーター

水道メーターは、給水装置に取り付け、需要者が使用する水量を積算計量する計量器である。計量水量は、料金算定の基礎となるもので適正な計量が求められることから、計量法に定める特定計量器の検定に合格したものを設置する。また水道メーターは、検定有効期間が8年間であるため、その期間内に検定に合格した水道メーターと交換しなければならない。

水道メーターの計量方法は、流れている水の流速を測定して流量に換算する流速式（推測式）と、水の体積を測定する容積式（実測式）に分類される。国内で使用されている水道メーターは、ほとんどが流速式であり、その中でも羽根車式が一般的である。水道メーターの選定に際しては、各種水道メーターの特性を考慮する必要がある。

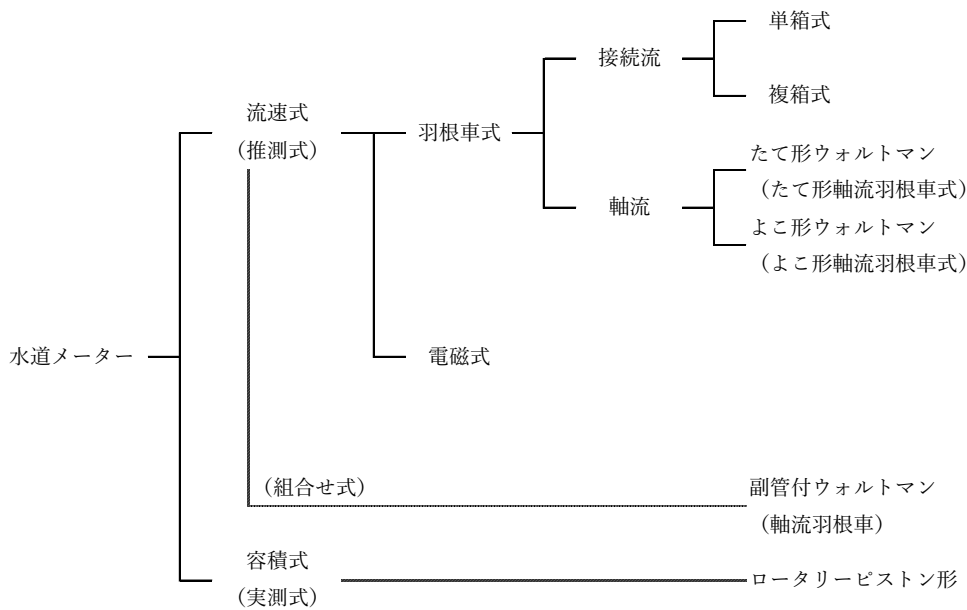


図2-1 水道メーターの分類

2-2-5 認証制度

給水装置材料を使用する際には、基準省令で定めた性能基準に適合しているか確認しなければならない。

給水装置材料の基準適合品は、次によるものとする。

(1) 適合が明確な製品

基準省令の性能基準を満足する製品規格（日本産業規格（JIS 規格）、日本水道協会規格（JWWA 規格）等）に適合している製品である。それぞれの規格適合マーク（JIS マーク、JWWA マーク等）により確認する。

(2) 第三者認証品

中立的な第三者機関が製品試験や工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの表示を認める方法である。

(3) 自己認証品

製造者等が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータや作成した資料等によって行うこと。

主任技術者は、製造者や使用者等から性能基準に適合していることを証明するデータを提出させるものとする。

2-3 給水装置のシステム基準

2-3-1 水の汚染防止

(浸出等に関する基準)

《基準省令第2条第1項の概要》

飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により試供品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に掲げる基準に適合しなければならない。

《基準省令第2条第2項》

給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

《基準省令第2条第3項》

給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

《基準省令第2条第4項》

鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

2-3-2 水撃防止

(水撃限界に関する基準)

《基準省令第3条》

水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

2-3-3 侵食防止

(防食に関する基準)

《基準省令第4条第1項》

酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

《基準省令第4条第2項》

漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(解説)

サドル付分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講じること。

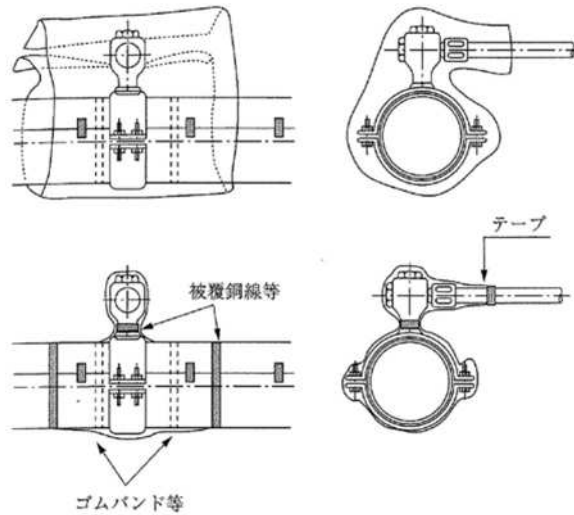


図 2 - 2 サドル付分水栓の外面防食例 (給水装置工事技術指針 2020 P.167 より)

2 - 3 - 4 逆流防止

(逆流防止に関する基準) (抜粋)

《基準省令第 5 条第 1 項》

水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

《基準省令第 5 条第 1 項第 1 号の概要》

逆流防止性能又は負圧破壊性能を有する給水用具を水の逆流を防止することができる適切な位置 (負圧破壊性能を有するバキュームブレーカにあっては、水受け容器の越流面の上方 150 ミリメートル以上の位置) に設置する。

《基準省令第 5 条第 1 項第 2 号の概要》

吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

規定の吐水口空間

(1) 呼び径が 25mm 以下のものについては、次表による。

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

※浴槽に給水する場合は、越流面からの吐水口空間は50mm以上を確保する。

※プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する場合には、越流面からの吐水口空間は200mm以上を確保する。

※上記は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

表 2 - 1 吐水口空間の基準 (呼び径 25mm 以下)

(2) 呼び径が 25mm 超える場合にあっては、次表による。

区分		壁からの離れ		越流面からの吐水口の 最下端までの垂直距離
		近接壁の影響がない場合		
近接壁の影響が ある場合	近接壁 1 面の 場合	3 D 以下		3.0 d 以上
		3 D を超え 5 D 以下		2.0 d + 5 mm 以上
		5 D を超えるもの		1.7 d + 5 mm 以上
	近接壁 2 面の 場合	4 D 以下		3.5 d 以上
		4 D を超え 6 D 以下		3.0 d 以上
		6 D を超え 7 D 以下		2.0 d + 5 mm 以上
		7 D を超えるもの		1.7 d + 5 mm 以上

※D：吐水口の内径（mm） d：有効開口の内径（mm）

※吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。

※越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

※浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50mm未満の場合にあっては、当該距離は50mm以上とする。

※プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く）において、算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200mm未満の場合にあっては、当該距離は200mm以上とする。

表 2 - 2 吐水口空間の基準（呼び径 25mm 超）

《基準省令第 5 条第 2 項》

事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 - 3 - 5 凍結防止

（耐寒に関する基準）

《基準省令第 6 条の概要》

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所にあっては、耐寒性能を有する給水装置を設置しなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置を講じられているものにあつては、この限りでない。

寒冷地の一般住宅等の給水装置は、耐寒性能を有していても水を使用しない夜間等に内部の水が 0℃以下になると凍結し、日中も気温が上昇しない時期は、解氷しない限り給水装置内が凍結したままで水道が使用できない状態となって日常生活に大きな支障が生じる。このため凍結防止対策が必要となる。対策は以下のとおりである。

- (1) 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として、土中に埋設し、かつ、埋設深度は凍結深度より深くする。
- (2) 凍結のおそれがある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置に水抜き用の給水用具を設置する。
- (3) 凍結のおそれがある給水装置には、適切な防寒措置を講じる。

2-3-6 クロスコネクション防止

(給水装置の構造及び材質の基準)(抜粋)

≪水道法施行令第6条第1項第6号≫

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(解説)

クロスコネクションという用語は、「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されること」を指す。

水道法施行令第6条第1項第6号は、工業用水道等、当該給水装置以外の水管を始め、その他の給水用具でない器具、設備との連結は、水道水を汚染するおそれが多大であることから、これらと一時的にも直接に連結すること(クロスコネクション)を禁止したものである。

安全な水道水を確保するため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とは、仕切弁や逆止弁が介在しても、また、一時的な仮設であってもこれを直接連結することは絶対に行ってはならない。

第3章 給水装置の設計

3-1 基本調査

- (1) 給水装置工事の依頼を受けた場合は、現場の状況を把握するために必要な調査を行う。
- (2) 基本調査は、計画・施工の基礎となるものであり、調査の結果は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響する重要な作業である。

3-2 給水方式の決定

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は給水する高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定する。

- (1) 直結式給水は、配水管の水圧で直結給水する方式（直結直圧式）と、給水管の途中に直結加压形ポンプユニットを設置して給水する方式（直結増圧式）がある。
ただし、本市では直結増圧式は採用していない。
- (2) 受水槽式給水は、配水管から分岐し受水槽に受け、この受水槽から給水する方式である。受水槽入口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。この方式には、ポンプ直送式、高置水槽式、圧力水槽式がある。
- (3) 直結・受水槽併用式給水は、一つの建築物内で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するものである。

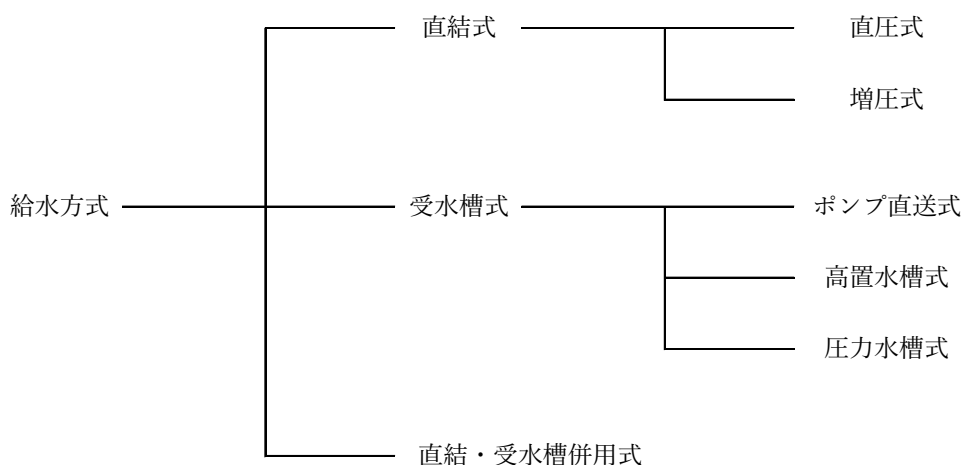


図3-1 給水方式の分類

3-3 計画使用水量の決定

3-3-1 用語の定義

- (1) 計画使用水量とは、給水装置に給水される水量をいい、給水管の口径の決定等の基礎となるものである。
- (2) 同時使用水量とは、給水装置に設置されている末端給水用具のうち、いくつかの末端給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、計画使用水量は同時使用水量から求めている。
- (3) 計画一日使用水量とは、給水装置に給水される1日当たりの水量であって、受水槽式給水の場合の受水槽容量の決定等の基礎となるものである。

3-3-2 計画使用水量の決定

- (1) 計画使用水量は、給水管口径等の給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定する。
- (2) 同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択する。

(解説)

総末端給水用具数	同時に使用する末端給水用具数	総末端給水用具数	同時に使用する末端給水用具数
1	1	11~15	4
2~4	2	16~20	5
5~10	3	21~30	6

表3-1 同時使用率を考慮した末端給水用具数

用途	使用水量 (L/min)	対応する末端給水用具の呼び径 (mm)	備考
台所流し	12~40	13~20	{ 1回(4~6秒)の吐水量2~3L { 1回(8~12秒)の吐水量13.5~16.5L
洗濯流し	12~40	13~20	
洗面器	8~15	13	
浴槽(和式)	20~40	13~20	
〃(洋式)	30~60	20~25	
シャワー	8~15	13	
小便器(洗浄タンク)	12~20	13	
〃(洗浄弁)	15~30	13	
大便器(洗浄タンク)	12~20	13	
〃(洗浄弁)	70~130	25	
手洗器	5~10	13	
消火栓(小型)	130~260	40~50	
散水	15~40	13~20	
洗車	35~65	20~25	

表3-2 種類別吐水量と対応する末端給水用具の呼び径

給水栓呼び径 (mm)	13	20	25
標準流量 (L/min)	17	40	65

表3-3 末端給水用具の標準使用水量

3-4 給水管の口径の決定

- (1) 給水管は、本市が定める配水管の水圧において計画使用水量を供給できる口径とする。
- (2) 給水管の口径は、計画条件に基づき水理計算を行い決定する。
- (3) 水道メーターの呼び径は、計画使用水量に基づき、本市が採用している水道メーターの使用流量基準を基に決定する。
- (4) 配水管から分岐し公道に布設する給水管の最小口径は、20mm とする。

(解説)

分岐管径 (mm) 主管径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200
13	1.00									
20	2.93	1.00								
25	5.12	1.74	1.00							
30	8.08	2.75	1.57	1.00						
40	16.60	5.65	3.23	2.05	1.00					
50	29.01	9.88	5.65	3.58	1.74	1.00				
75	79.94	27.23	15.58	9.88	4.81	2.75	1.00			
100	164.11	55.90	32.00	20.38	9.88	5.65	2.05	1.00		
150	452.24	154.04	88.18	55.90	27.23	15.58	5.65	2.75	1.00	
200	928.36	316.22	181.01	114.75	55.90	32.00	11.61	5.65	2.05	1.00

(例) φ50mm管はφ20mm管の9.88本に相当する。 ・算定式

$$N = \left(\frac{D}{d}\right)^{5/2}$$

N = 均等管数 (本)

D = 主管径 (mm)

d = 分岐管径 (mm)

表3-4 管径均等表

メ ー タ ー 種	No.	呼び径 (mm)	計量範囲 R Q3/Q1※4	定格最大 流量 (Q3) (m3/h)	適正使用 流量範囲※1 (m3/h)	一時的使用の許容範囲 (m3/h) ※2		1日当たりの使用量 (m3/日) ※3			月間 使用量 (m3/月)
						10分/日 以内の場合	1時間/日 以内使用の 場合	1日使用 時間の合計が 5時間の時	1日使用 時間の合計が 10時間の時	1日24時間 使用の時	
接 線 流 羽 根 車 式	1	13	100	2.5	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
	2	20	100	4.0	0.2~1.6	4.0	2.5	7	12	20	170
	3	25	100	6.3	0.23~2.5	6.3	4.0	11	18	30	260
	4	30	100	10.0	0.4~4.0	10.0	6.0	18	30	50	420
	5	40A	100	10.0	0.5~4.0	10.0	6.0	18	30	50	420
た て 形 軸 流 羽 根 車 式	6	40B	100	16.0	0.4~6.5	16.0	9.0	28	44	80	700
	7	50	100	40.0	1.25~17.0	50.0	30.0	87	140	250	2,600
	8	75	100	63.0	2.5~27.5	78.0	47.0	138	218	390	4,100
	9	100	100	100.0	4.0~44.0	125.0	74.5	218	345	620	6,600
電 磁 式	10	40	250	25.0	0.1~31.25	31.25	25.0	110	220	540	16,200
	11	50	250	40.0	0.16~50	50.0	40.0	200	400	840	25,200
	12	50	160	40.0	0.25~50	50.0	40.0	200	400	840	25,200
	13	50	200	63.0	0.315~63	78.75	63.0	315	630	1,512	45,360
	14	65	160	63.0	0.39~78.75	78.75	63.0	315	630	1,440	43,200
	15	65	200	100.0	0.5~100	125.0	100.0	500	1,000	2,400	72,000
	16	75	250	63.0	0.252~78.75	78.75	63.0	315	630	1,440	57,000
	17	75	160	100.0	0.63~125	125.0	100.0	500	1,000	1,920	57,000
	18	75	200	100.0	0.5~100	125.0	100.0	500	1,000	2,400	72,000
	19	100	250	100.0	0.4~125	125.0	100.0	500	1,000	1,920	100,800
	20	100	160	160.0	1.0~200	200.0	160.0	800	1,600	3,360	100,800
	21	100	200	160.0	0.8~160	200.0	160.0	800	1,600	3,840	115,200

※1：適正使用流量範囲とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量をいう（製造者推奨値）。

※2：一時的使用の許容範囲とは、短時間使用する場合の許容流量。受水槽方式や、直結給水で同時に複数の水栓が使用される場合、特に短時間で大流量の水を使用する場合の許容流量をいう。

また、従来の「流量基準」では、一時的使用の許容流量のうちの「瞬時的使用の場合」について数値に幅をもたせて記載していたが、瞬時の意味が不明確でその大きさに左右されるため、これまでの使用実態等を踏まえ、13mm~100mmを総合的に1日当たり10分程度の使用時間に統一して許容流量を示すこととした。

※3：1日当たりの使用量は、一般的な使用状況から適正使用流量範囲内での流量変動を考慮して定めたものである。

- ・ 1日使用時間の合計が5時間のとき … 一般住宅等の標準的使用時間
- ・ 1日使用時間の合計が10時間のとき … 会社（工場）等の標準的な使用時間
- ・ 1日24時間使用のとき … 病院等昼夜稼働の事業所の使用時間

※4：Q1は定格最小流量を示す。

表3-5 水道メーター型式別使用流量基準（参考）
（給水装置工事技術指針 2020 P.128 より）

3-5 図面作成の仕方

- (1) 図面は給水装置計画の技術的表現であり、工事施工の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確、かつ容易に理解できるものとする。
- (2) 図面に使用する表示記号例を解説に示す。

(解説)

図面は、給水する家屋等への給水管の布設状況等を図示するものであり、工事施工の基礎であるとともに、維持管理の技術的な基礎的資料として使用するものである。

したがって、製図に際しては、誰にも容易に理解し得るよう表現することが必要であり、以下の項目を熟知して作成すること。

(1) 記入方法

ア 表示記号

図面に使用する表示記号は、表3-5~11を標準とする。

下記表にないものは、《給水装置工事技術指針2020》に従う。

[記入例] (管種) (口径) (延長)
HIVP φ25 - 1.5

管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP DCIP	鋳鉄管	CIP
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	硬質ポリ塩化ビニル管	VP
石綿セメント管	ACP	水道用ポリエチレン二層管	PP
銅管	CP	ステンレス鋼管	SSP
鉛管	LP	ライニング鉛管	PbTW
ポリブテン管	PBP	亜鉛めっき鋼管	GP
塗覆装鋼管	STWP	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面処理が一次防錆塗装)	SGP-VA	ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (外面処理が一次防錆塗装)	SGP-PA
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面処理が亜鉛めっき)	SGP-VB	ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (外面処理が亜鉛めっき)	SGP-PB
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (外面処理が硬質塩化ビニル被覆)	SGP-VD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (外面処理が硬質塩化ビニル被覆)	SGP-PD
架橋ポリエチレン管	XPEP	波状ステンレス鋼管	CSSP
水道配水用ポリエチレン管	HPPE	水道給水用高密度ポリエチレン管	HPP

表3-6 給水管の管種記号

名 称	図 示 表 示	名 称	図 示 表 示
仕 切 弁		私 設 消 火 栓	
ゲートバルブ		止 水 栓	
逆 止 弁		口 径 変 更	
管の交差下越し		メーター	
管の交差上越し		防 護 管 (さ や 管)	

表 3 - 7 弁栓類その他の図式記号

種 別	符 号	種 別	符 号
一 般 用 具		そ の 他 ^{※1}	
混 合 水 栓		水 栓 柱 を 使用 する 器具	
立 上 り		立 下 り	

※1：ここで、その他とは特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

表 3 - 8 給水栓類の符号（平面図）

種 別	符 号	種 別	符 号
一 般 用 具 (給 水 栓 類)		一 般 用 具 (シャワーヘッド)	
一 般 用 具 (小 便 水 栓)		混 合 水 栓	
一 般 用 具 (フラッシュバルブ)		そ の 他 ^{※1} 略 称 (給 ・ 湯)	
一 般 用 具 (ボールタップ)		定 水 位 弁 略 称 (定 ・ 弁)	

※1：ここで、その他とは特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

表 3 - 9 給水栓類の符号（立面図）

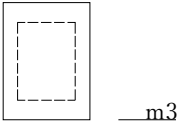
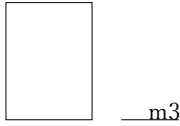

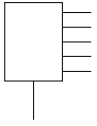
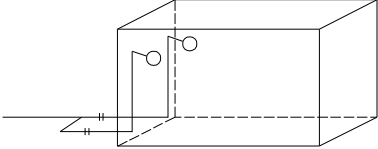

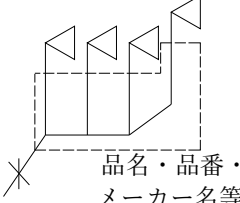
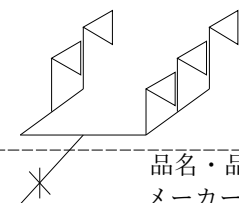
名 称	受 水 槽	高 置 水 槽	ポ ン プ	ヘ ッ ダ ー
記号及び符号				
記 入 例				

表 3 - 10 受水槽その他の記号及び符号

種 別	器 具 ユ ニ ッ ト	配 管 ユ ニ ッ ト	設 備 ユ ニ ッ ト
調 書 へ の 記 入 方 法	器具ユニット自体を単体とみなし、下記記号と品名・品番・メーカー名等を記入する。	配管部分を点線で囲み、品名・品番・メーカー名等を記入する。	設備ユニット全体を点線で囲み、品名・品番・メーカー名等を記入する。
記 入 例	(例)  HIVP φ 13-1.0(ユニット) 品名・品番・メーカー名等	 品名・品番・メーカー名等	 品名・品番・メーカー名等

※ユニット化装置とは、給水管、水栓類及びその他の器具類を製造業者において組み立てた装置をいう。

表 3 - 11 ユニット化装置



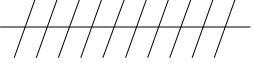
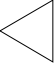


名 称	新 設	既 設	撤 去 (廃 止)
線 別	赤 色 実 線	赤 色 破 線	黒色実線を破線で消す
記 入 例			
	  水道水の出る方向		残存管表示は実線を×線で消す 

表 3 - 12 工事別の表示方法

イ 図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、(ア) 附近見取図、(イ) 横断面図及び(ウ) 平面図を、また、必要に応じて(エ)～(カ)の図面を作成すること。

(ア) 附近見取図

住宅地図又は都市計画基本図に、道路及び隣地との位置関係を示し、該当地（給水契約申込みの土地）を図示したもの。

(イ) 横断面図

配水管から分岐して屋外止水栓（第一止水栓）までの断面を図示したもの。

(ウ) 平面図

道路・建築平面図・給水装置及び配水管の位置を図示したもの。

(エ) 立面図

給水管の配管状況等を立体的に図示したもの。

(オ) 詳細図

平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。

(カ) その他

その他管理者が必要と認める図面

ウ 文字

(ア) 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。

(イ) 文字は左横書きとする。

エ 縮尺

(ア) 平面図は、縮尺 $1/100$ ～ $1/500$ の範囲で適宜作成すること。

(イ) 縮尺は図面ごとに記入すること。

オ 単位

(ア) 給水管及び配水管の口径単位は、mm とし、単位記号はつけない。

(イ) 給水管の延長の単位は、m とする。

なお、延長は小数第1位（小数第2位を四捨五入）までとする。

(2) 作図

ア 方位

作図に当たっては必ず方位を記入し、北を上にするを原則とする。

イ 附近見取図及び土地の公図又は整理図（ $S = 1/500$ 又は $1/600$ ）

住宅地図又は都市計画基本図及び土地の公図又は整理図に、道路及び隣地との位置関係を示し、当該地（給水契約申込みの土地）を赤色で囲むこと。また、方位及び縮尺を記入すること。

ウ 横断面図

横断面図には、屋外止水栓（第一止水栓）までを記入すること。新たに引込みをする場合は、管を赤の実線、引込みが既設である場合は、管を赤色の点線で記入すること。

横断面図面に記入する内容は次のとおりである。

(ア) 道路幅員、側溝の有無

(イ) 本管の位置、出幅、土被り、管種、口径

(ウ) 給水管の土被り、延長、管種、口径、使用部材

- (エ) 方角
- (オ) 官民境界

エ 平面図

平面図には、次の内容を記入すること。

- (ア) 給水栓等給水用具の取付位置
- (イ) 隣地境界及び官民境界から最初の止水栓（第一止水栓）までのオフセット
- (ウ) 布設する管の管種、口径、延長及び位置
- (エ) 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）
- (オ) 分岐する配水管・給水管の管種及び口径
- (カ) その他施工上必要となる事項（他の地下埋設物、障害物の表示等）
- (キ) 階数が2階以上の場合は、すべての階数を記入すること。

オ 立面図

立面図は平面で表現することのできない配管状況を立体的に表現するもので、次の内容を記入すること。

- (ア) 縮尺はこだわらなくてもよいが、見やすくすること。（寸法の長短には留意すること。）
- (イ) 施工（計画及び完了）する管の管種、口径及び延長を記入すること。
- (ウ) 基線は配水管又は給水管とし、これらが東西方向の場合は水平に、また、南北方向の場合は水平より45度傾斜させる。なお、斜め方向の場合は前述のいずれか近いものに当てはめること。
- (エ) 給水管の取出し角度は、基線に対し45度とする。取出し方向は平面図との関連に留意し、逆に図示しないこと。
- (オ) 管路の交差部分（平面交差）は、図式記号で図示すること。
- (カ) その他施工上必要となる事項（他の地下埋設物、障害物の表示等）
- (キ) 湯水混合水栓類及び直結器具は、品番を記入すること。

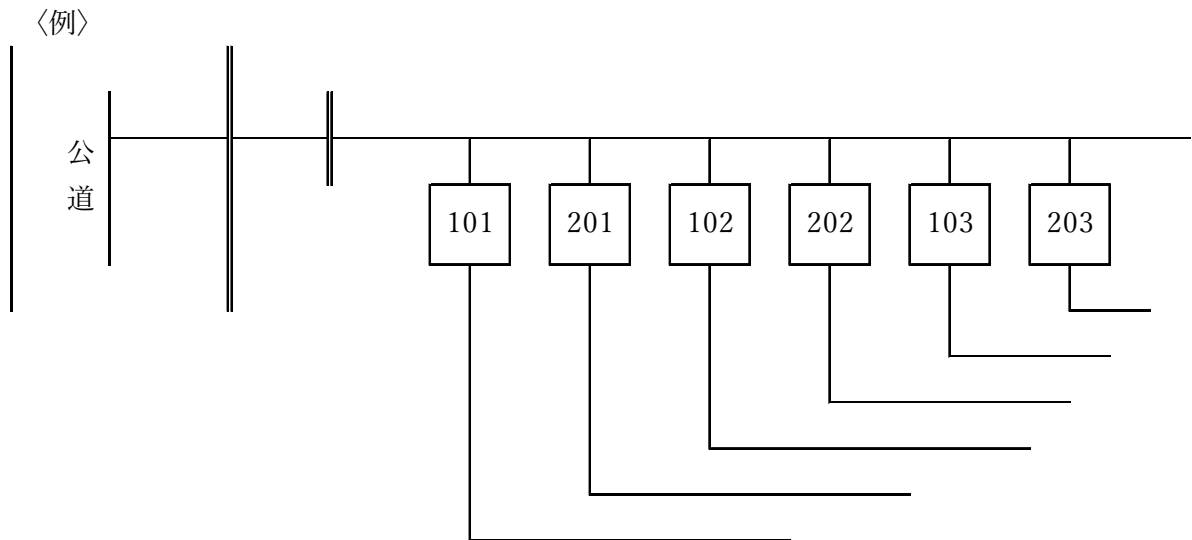
カ 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関しては、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

キ 専用栓分割（分岐配管）のメーター設置順序

集合住宅等の専用栓分割（分岐配管）でのメーターの設置場所及び順序については、原則として次のとおりとする。

- (ア) 公道近くにまとめてメーターを設置する場合は、公道に近い方から部屋番号順、階数順に設置すること。



101 → 1階の1号室
 201 → 2階の1号室

図3-2 集合住宅のメーター設置例(1)

- (イ) 部屋の入り口近くにメーターを設置する場合は、建物に向かって、左から室番号、階数順に設置し個々の部屋の入り口に合わせること。
- (ウ) メーターボックス内に施工業者名、施工業者連絡先、検査合格日を明記し、合わせて部屋番号も明記すること。

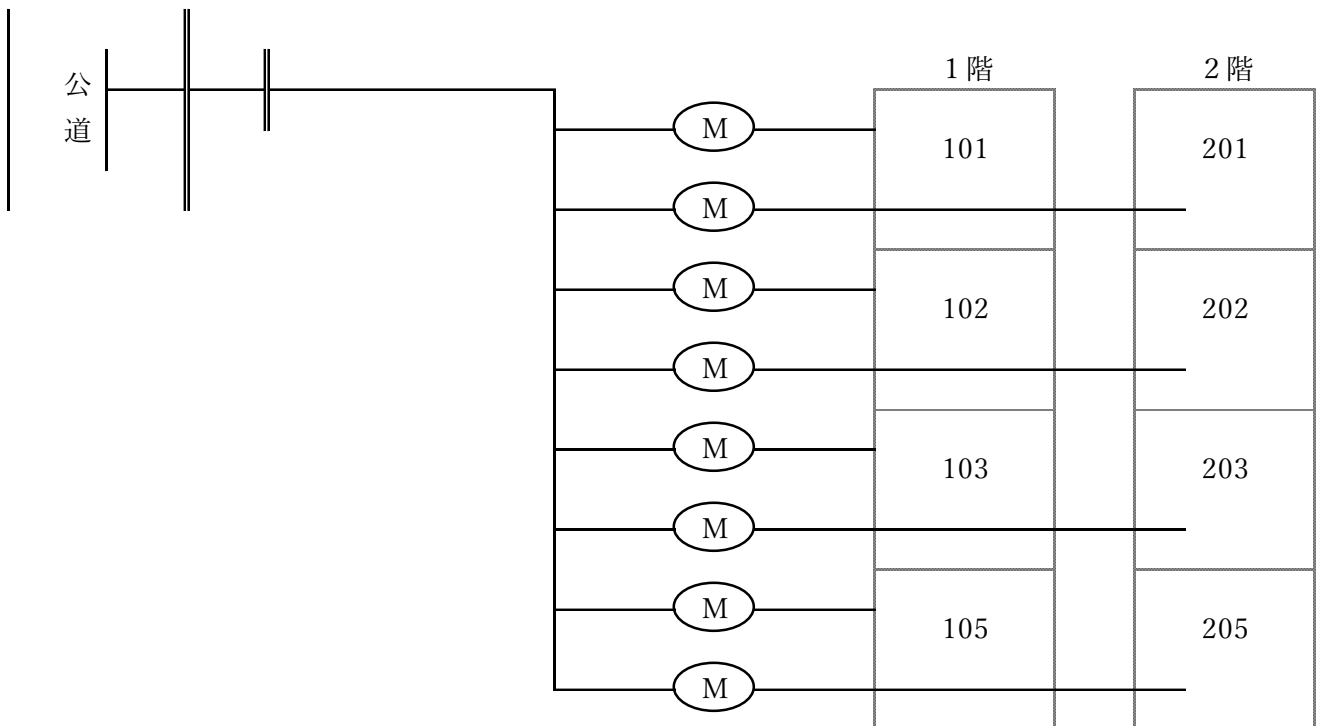


図3-3 集合住宅のメーター設置例(2)

〈例〉原則として

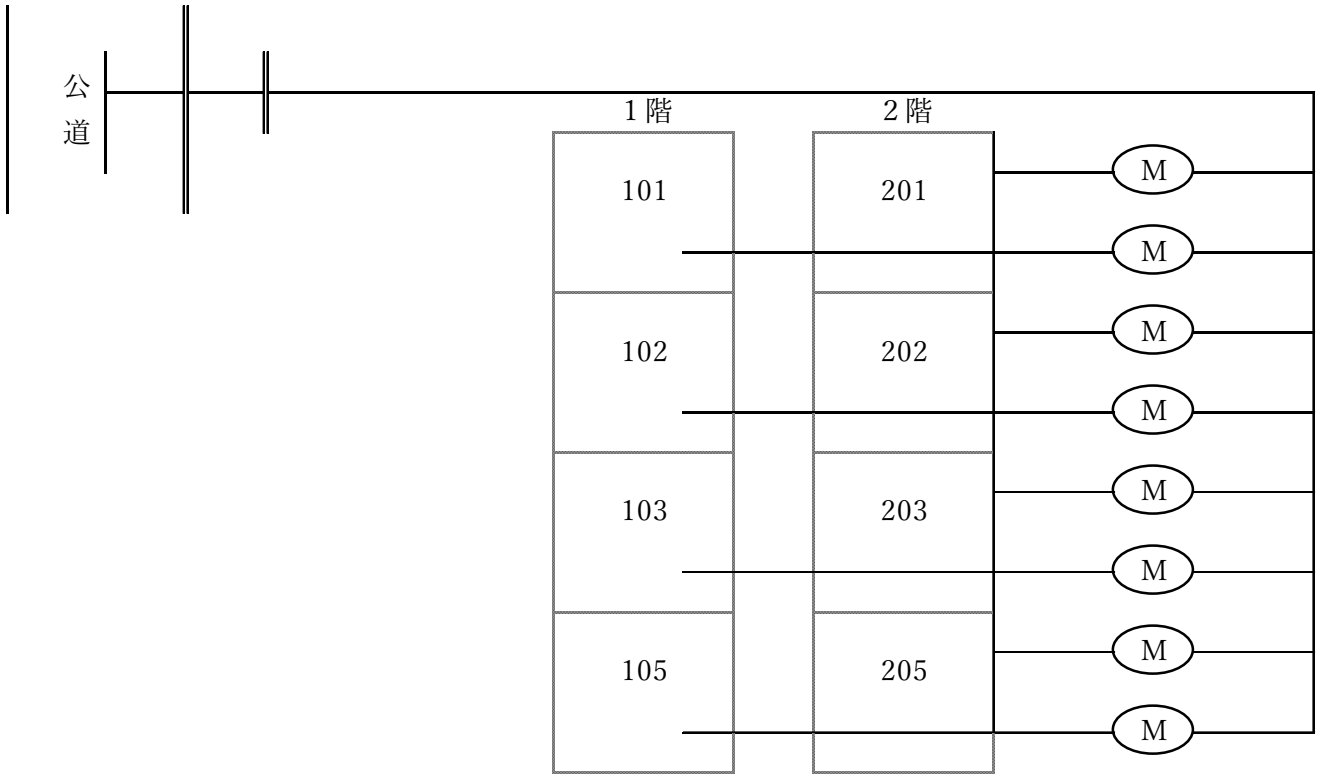


図3-4 集合住宅のメーター設置例(3)

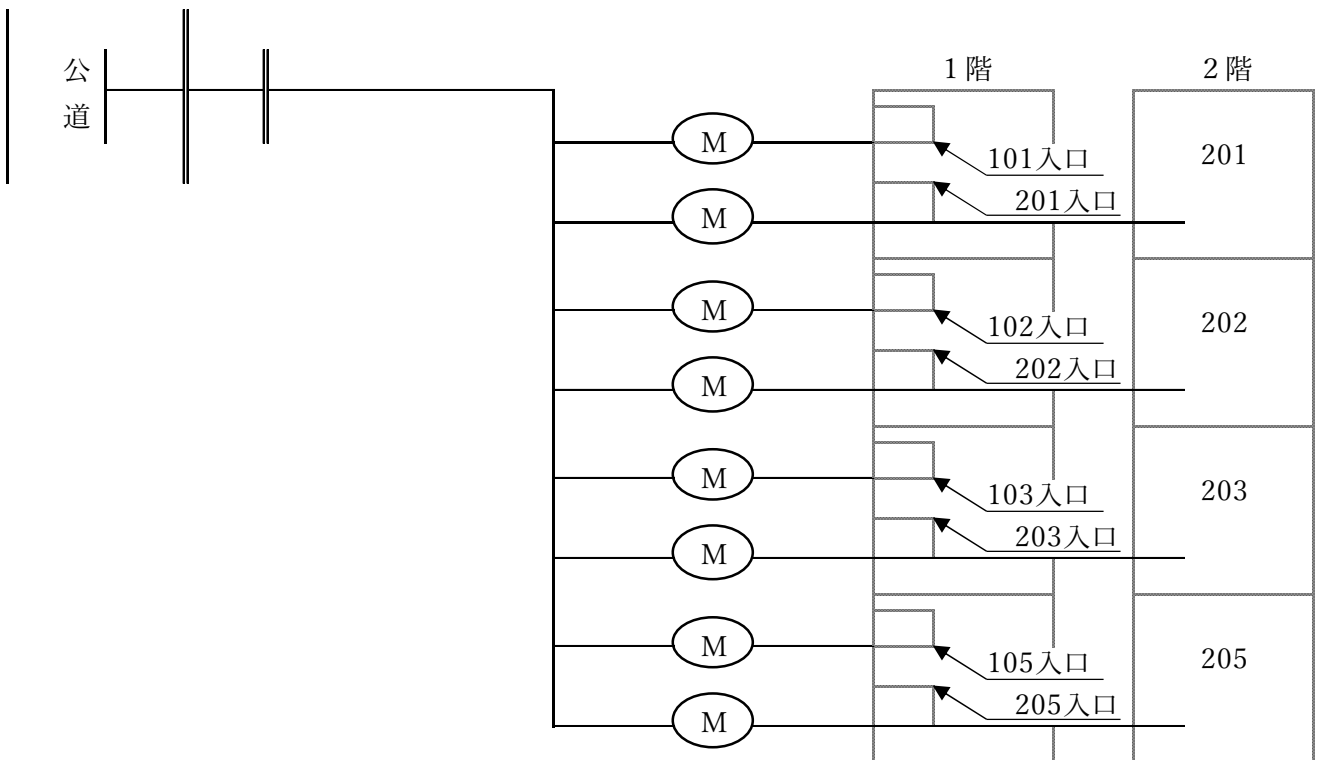


図3-5 集合住宅のメーター設置例(4)

3-6 受水槽

3-6-1 関係法規等

受水槽は、建築基準法第 36 条、同法施行令第 129 条の 2、建設省告示第 1597 号の規定に基づき、安全上及び衛生上支障のない構造とすること。

3-6-2 受水槽設置条件

- (1) 受水槽の設置位置は、屋外設置は地上式、屋内設置は床置きを原則とし、受水槽内の水の汚染防止及び当該受水槽の保守点検を容易に行うことができるように設けること。
- (2) 受水槽は、不浸透質の耐水材料を用い、水が汚染されない構造とすること。
- (3) 受水槽は 2 槽分割とすること。ただし、有効容量が少量のもので受水槽内の点検、清掃が容易に行うことができるものはこの限りでない。
- (4) 受水槽への給水は落とし込みとし、吐水口と越流面及び側壁との関係は、「2-3-4 逆流防止」によること。

3-6-3 受水槽の容量

- (1) 受水槽及び高置水槽の有効容量は、使用時間及び使用水量の時間的変化を考慮し、最小有効貯水量から最大有効貯水量までの範囲とすること。
 - ア 標準有効貯水量 = 計画一日使用水量 × 5 / 10
 - イ 最大有効貯水量 ≤ 計画一日使用水量
 - ウ 最小有効貯水量 ≥ 計画一日使用水量 × 5 / 10
- (2) 高置水槽の有効容量は、計画一日使用水量の 1 / 10 を標準とする。
- (3) 副受水槽の有効容量は、1 m³ を標準とする。
- (4) 受水槽は他用途水槽（消火用、雑用等）と兼用しないこと。
- (5) 受水槽の側面に受水槽の有効容量を表示すること。

3-6-4 受水槽の付属設備

- (1) 受水槽への給水器具（ボールタップ、定水位弁等）には、原則として波立ち防止板等を設置すること。
- (2) 受水槽には、原則として満減水警報装置を設け、受信器は管理室に設置すること。
- (3) 越流管は、給水器具による水槽への吐水量を十分排出できる口径とすること。
- (4) 揚水ポンプは、所用水量を十分揚水できる能力のものとする。
- (5) 飲料系統の配管設備は給水設備に準ずる。
- (6) 管が水槽の壁を貫くところは、水密に注意し壁面外側近くに必要に応じて伸縮継手又は可とう継手を組み込むこと。
- (7) 受水槽の周囲はフェンスで囲うこと。
- (8) 受水槽の手前に直結式給水栓を設けること。
- (9) 受水槽の流入口では、流速 2.0m/sec 以下とすること。
- (10) 給水装置と導水装置は連結しないこと。
- (11) 空気抜、越流管末等には、害虫が侵入しないように網等を設置する。

(解説)

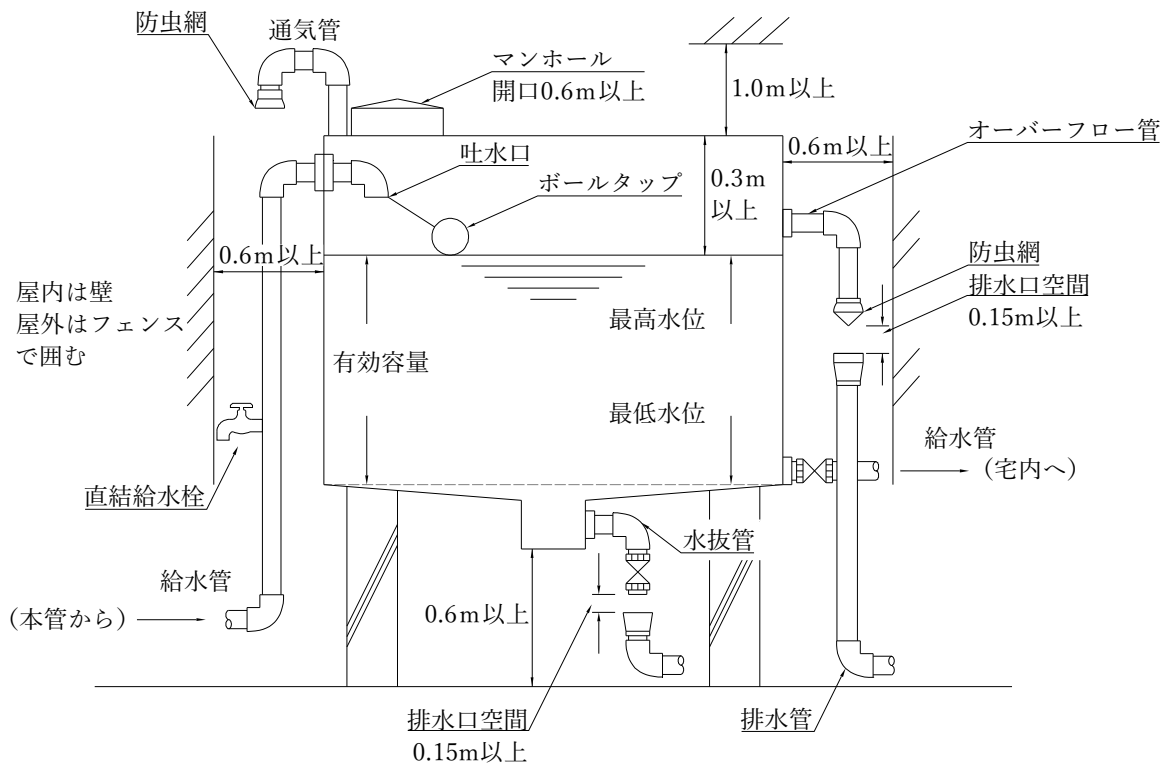


図3-6 受水槽構造図

第4章 給水装置工事の手続き

4-1 給水装置工事申請の手続き

- (1) 給水装置工事申請の受付窓口は、水道課工務・給水チームとする。
- (2) 給水装置工事申請には、「3-5 図面作成の仕方」に基づき、当該工事に関する必要書類を提出しなければならない。
- (3) 提出書類は以下のとおりである。
 - ア 『給水装置工事・給水申込書（様式第1号）』
 - イ 『給水装置工事設計書』3部（正1、写2）
 - 【記載事項】
 - ・ 附近見取図、平面図、横断面図
 - ・ 立面図、詳細図（必要に応じて記載又は添付）
 - ウ 『道路占用許可申請書』3部
注：農道等の場合は『公共用物使用許可申請書』3部
 - エ 『道路使用許可申請書』3部
 - オ 建築確認通知書（建築確認済証）の写し※各提出書類の様式については別途様式集参照

4-2 給水装置工事（臨時）申請の手続き

- (1) 給水装置工事（臨時）申請の受付窓口は、水道課工務・給水チームとする。
- (2) 給水装置工事（臨時）申請には、「3-5 図面作成の仕方」に基づき、当該工事に関する必要書類を提出しなければならない。ただし、事前に『臨時給水承認申請書』を提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 提出書類は以下のとおりである。
 - ア 『給水装置臨時工事申込書（様式第2号）』
 - イ 『給水装置工事設計書』3部（正1、写2）
 - 【記載事項】
 - ・ 附近見取図、平面図、横断面図
 - ・ 立面図、詳細図（必要に応じて記載又は添付）
 - ウ 『道路占用許可申請書』3部
注：農道等の場合は『公共用物使用許可申請書』3部
 - エ 『道路使用許可申請書』3部※各提出書類の様式については別途様式集参照

4-3 給水装置工事（廃止）申請の手続き

- (1) 給水装置工事（廃止）申請の受付窓口は、水道課工務・給水チームとする。
 - (2) 給水装置工事（廃止）申請には、当該工事に関する必要書類を提出しなければならない。
 - (3) 提出書類は以下のとおりである。
 - ア 『給水装置廃止届（様式第14号）』
 - イ 『道路占用許可申請書』（廃止届）
注：農道等の場合は『公共用物使用許可申請書』（廃止届）
 - ウ 『道路使用許可申請書』（道路の掘削が必要な場合）
- ※各提出書類の様式については別途様式集参照

4-4 給水装置工事完了の手続き

- (1) 給水装置工事完了申請の受付窓口は、水道課工務・給水チームとする。
 - (2) 給水装置工事完了申請には、「3-5 図面作成の仕方」に基づき、当該工事に関する必要書類を提出しなければならない。
 - (3) 提出書類は以下のとおりである。
 - ア 『工事完了検査申請書（様式第3号）』
 - イ 『給水装置工事設計書』（完了時の数量、変更箇所等を記載）
 - ウ 工事写真
注：メーター以降の宅内の給水管の改造のみの場合は提出不要
- ※提出書類の様式については別途様式集参照
- (4) 中間検査が必要な場合は、工事完了申請と同様の手続きとする。
 - (5) 工事完了検査、中間検査及び再検査には、主任技術者が立会いをしなければならない。
 - (6) 検査の結果、不合格の場合は、再検査を受けなければならない。
 - (7) 検査の結果、給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していない場合は、メーターの設置はできない。

注：手続きに係る書類については、十分な確認を行った上で提出すること。

4-5 その他の覚書

(1) 『浄水器等設置に関する覚書』

二次側（宅内バルブ以降）の配管上に残留塩素濃度を 0.1mg/L 未満まで落とす浄水器が設置される場合に提出する書類である。衛生上必要な措置（水道法第 22 条、同施行規則第 17 条）として、給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/L 以上保持することが求められているが、浄水器の設置により安全性が低くなる可能性があるための覚書である。

(2) 『管理バルブ設置に関する覚書』

本市のメーターの設置は公道等と宅地との境界から宅地側へ 1.0m 以内と定めているが、やむを得ない事情において、設置が困難な場合には 1.0m 以内に管理バルブを設置するときに提出する書類である。管理バルブにより水道施設の維持管理の線引きを明確にするための覚書である。

(3) 『専用栓分割に関する覚書』

同一敷地に複数の家屋等を建築する場合、一つの引込管から管理バルブ以降の配管で分岐し、メーターボックス等を複数設置するときに提出する書類である。管理バルブにより水道施設の維持管理の線引きを明確にするための覚書である。

※各様式については別途様式集参照

4-6 設計審査

給水装置の設計内容が、構造材質基準に適合していることや、給水管の取出し方法等について審査を受ける。

(1) 審査項目

審査の主な内容は以下のとおりである。

ア 給水管取出し箇所

取出し箇所及び取出し口径の適否、分岐から水道メーターまでの工法等の適否等

イ 使用状況

所要水量、使用形態、受水槽容量等

ウ 止水栓及び水道メーターの設置位置

エ 給水管、給水用具

管種、口径、配管位置、配管構造、管防護等の適否、給水管、給水用具の基準省令適合の確認

オ 逆流防止

逆流防止装置の設置位置、吐水口空間の確保

カ 直結加圧形ポンプユニットを使用していないこと

キ 集合住宅における水道メーターの設置位置

ク 受水槽の設置場所

(2) 審査の結果通知

設計審査完了後、速やかに担当者より申請者（工事事業者）に連絡し、着工承認として、給水装置工事設計書（正、写）を返却する。

給水装置工事手続関係フロー図

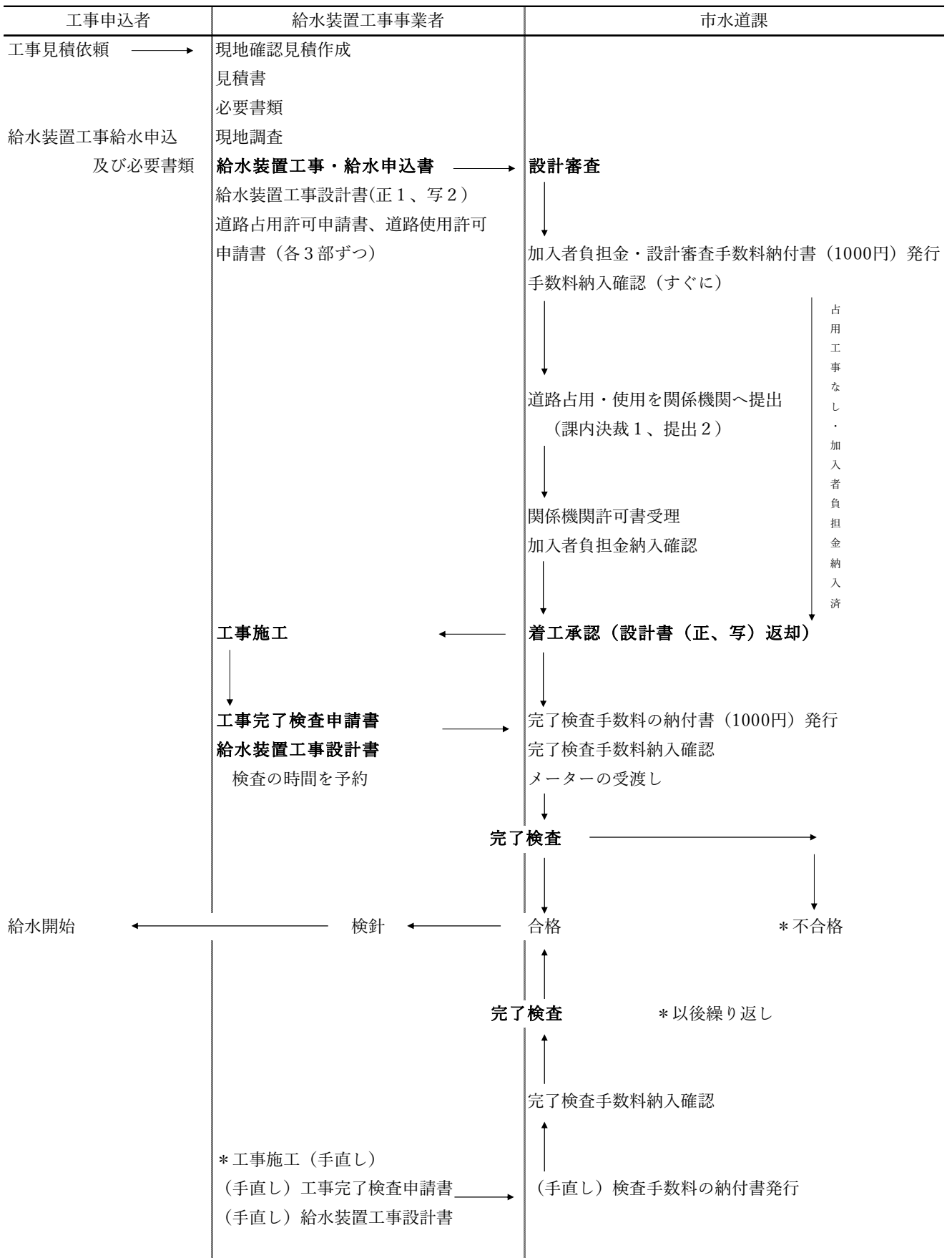


表4-1 給水装置工事手続関係フロー図

第5章 給水装置工事の施行

5-1 給水管の分岐

(1) 給水管の取出しに係る構造材質基準事項

(給水装置の構造及び材質の基準)

≪水道法施行令第6条第1項第1号≫

配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。

≪水道法施行令第6条第1項第2号≫

配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

≪水道法施行令第6条第1項第3号≫

配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

≪水道法施行令第6条第1項第6号≫

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(2) その他の給水管の取出しにおける留意点

ア 適切に作業を行うことができる技能を有する者を配置する。

イ 水道以外の管との誤接合を行わないよう十分な調査をする。

ウ 既設給水管からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置から30cm以上離すこと。

エ 分岐管の口径は、原則として、配水管等の口径より小さい口径とする。

オ 異形管及び継手から給水管の取出しを行わない（継手からの離隔は30cm以上離すこと）。

カ 給水管の分岐には、配水管の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管、チーズ、T字管を用いる。

キ 配水管を断水して給水管を分岐する場合の配水管断水作業及び給水管の取出し工事は管理者の指示による。

ク 不断水により給水管を取り出す場合、サドル付分水栓及び不断水分岐用割T字管等の配水管への取り付けは適切かつ確実に行う。

ケ 不断水工事の穿孔機及びドリル、カッターは、配水管（ダクタイル鋳鉄管の場合は内面ライニングの仕様）に応じた適切なものを使用し、サドル付分水栓等に確実に取り付ける。

コ ダクタイル鋳鉄管の穿孔は、内面ライニング等に悪影響を与えないように行う。

サ サドル付分水栓のダクタイル鋳鉄管の穿孔箇所には、穿孔断面の防食のための防食コアを装着する。

シ 割T字管の配水管穿孔箇所には、防食コアを装着する。

ス 不断水分岐作業の場合は、分岐作業終了後、水質確認を行う。

セ 配水管の分岐点から水道メーターまでの給水装置材料及び工法等については、管理者において指定しているため、確認を要する。

(解説)

配水管からの分岐口径は次の表を参考にする。こと。

(mm)

給水管 配水管	20 (メーター口径 13・20の場合)	25	30	40	50	75	100	150
20								
25	※1							
30	※1	チーズ ※1						
40	※1	※1	※1					
50	※1			※2				
75				※2				
100	※1			※3	※2			
150					※2			
200	※1			※3	※2			
					※2			

※1…本管への影響が大きいことから、本管口径50mm未満は協議の上決定する。

※2…周辺への影響を確認する必要があることから、協議にて決定する。

メーター口径75mm以上の分岐の可否、その他分岐方法については協議の上決定する。

※3…分岐方法の優先順位は、不断水割T字管、サドル付分水栓、チーズの順とする。

隣接する他の占用物等の離隔を確認して施工すること。

表5-1 給水管分岐表

5-2 給水管の埋設深さ及び占用位置

- (1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては、道路管理者の指示（通常の場合は、0.6m未満としないこと）に従うものとし、宅地部分にあつては、0.3m以上を標準とすること。
- (2) 道路部分に配管する場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。

(解説)

	管 径	土 被 り
給水装置（給水管）		0.6m以上
給水管	30mm以下	0.6m以上
給水管	40mm・50mm	0.6m以上
配水管	50mm～200mm	0.6m以上

※宅地部分における給水管の埋設深さは、荷重、衝撃、凍結等を考慮して0.3m以上を標準とする。

表5-2 標準埋設深さ

5-3 給水管の明示

- (1) 道路に埋設する口径 75mm 以上の給水管には、道路法施行令第 12 条及び道路法施行規則第 4 条の 3 の 2 に基づき、その名称、管理者、埋設した年度を表示した明示テープを巻く等して明示する。
- (2) 宅地部分に布設する給水管の位置については、維持管理上必要がある場合、埋設管明示杭等によりその位置を明示することが望ましい。
- (3) 道路内に給水管を埋設する際は、指定された仕様の埋設表示シートを、指示された位置に設置しなければならない。

5-4 止水栓の設置

- (1) 止水栓は、外力による損傷の防止、開閉操作の容易性、宅地部分のメーター上流給水管の損傷防止等を考慮し、設置する。第一止水栓は、宅地部分の道路境界線より 1.0m 以内に設置すること。
- (2) 屋外止水栓は、口径により指定された給水装置材料を使用すること。
 - ア メーター口径 13mm～50mm は、リフト式逆流防止弁内蔵ボール止水栓とする。
 - イ メーター口径 75mm 以上は、水道用ソフトシール仕切弁（FCD 製）とする。
- (3) 屋内止水栓は、給水装置の修繕その他の目的で、水道使用者等が給水を制限又は停止するために使用する給水用具である。
 - ア メーター口径 13mm～25mm は、ボール止水栓とする。
 - イ メーター口径 40mm・50mm は、埋設用ねじ込みゲート弁（ステム上昇式・10K）とする。
 - ウ メーター口径 75mm 以上は、水道用ソフトシール仕切弁（FCD 製）とする。
- (4) 屋外止水栓及び屋内止水栓は維持管理上支障がないよう設置すること。
 - ア メーター口径 13mm～25mm の屋外止水栓及び屋内止水栓は、メーターボックス内に収納する。
 - イ メーター口径 40mm・50mm の屋外止水栓は、メーターボックス内に収納し、屋内止水栓は、専用の筐に収納する。全てをメーターボックス内に収納する場合は、1 サイズ大きいメーターボックスを使用する。
 - ウ メーター口径 75mm 以上の屋外止水栓及び屋内止水栓は、専用の筐に収納する。
- (5) メーター口径 75mm 以上は、メーターと屋内止水栓との間にスイング式逆止弁を設置すること。また、メーターと逆止弁の間は、メーカーの規定する直線部を設けること。
- (6) 止水栓筐等の設置に当たっては、その周囲の沈下等が生じないように十分締め固めを行う等堅固な状態にすること。
- (7) メーターボックスには、吸出し防止シートを施工すること。

メーター口径 (mm)	屋外止水栓		屋内止水栓	
	リフト式逆流防止弁内蔵 ボール止水栓	メーターボックス内に収納	ボール止水栓	メーターボックス内に収納
13～25	リフト式逆流防止弁内蔵 ボール止水栓	メーターボックス内に収納	ボール止水栓	メーターボックス内に収納
40・50	リフト式逆流防止弁内蔵 ボール止水栓	メーターボックス内に収納	埋設用ねじ込みゲート弁 (ステム上昇式・10K)	専用の筐内に収納
75以上	水道用ソフトシール仕切弁 (FCD製)	専用の筐内に収納	水道用ソフトシール仕切弁 (FCD製)	

表 5-3 屋外止水栓・屋内止水栓の設置

給水メーター：口径13～25mm
 給水管：ポリエチレン管 口径20～25mm

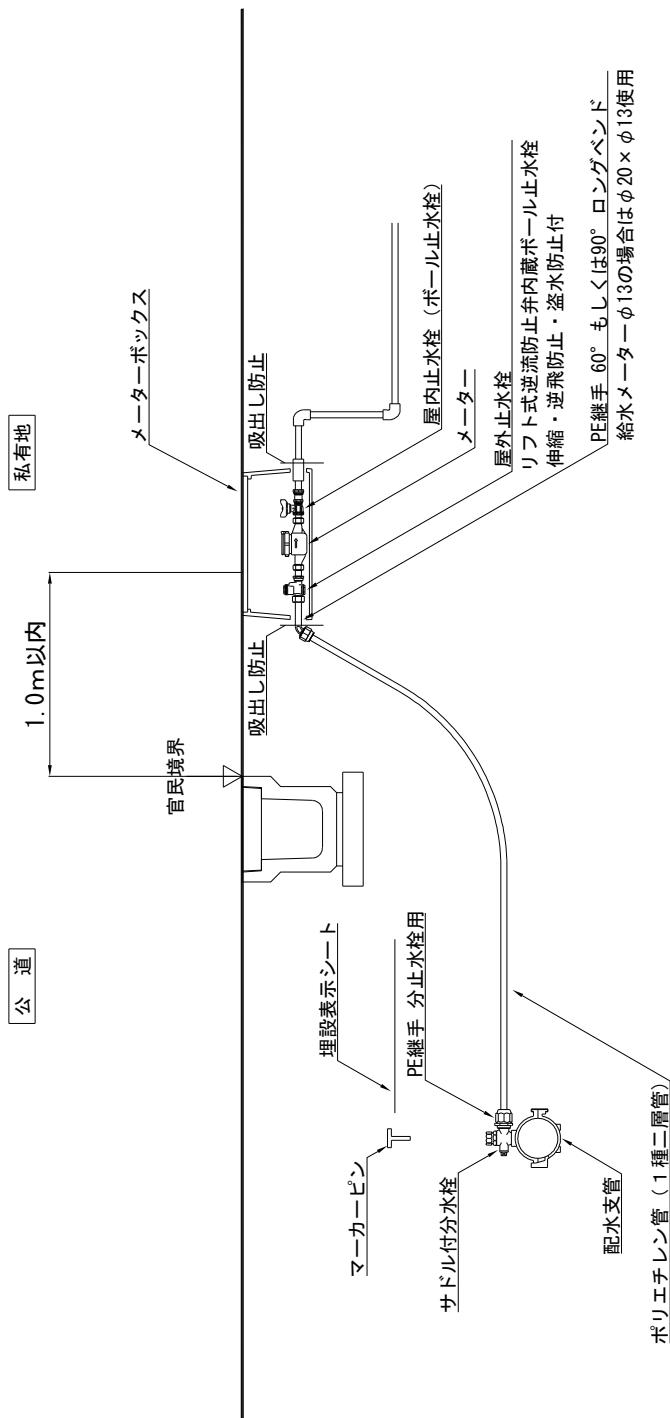
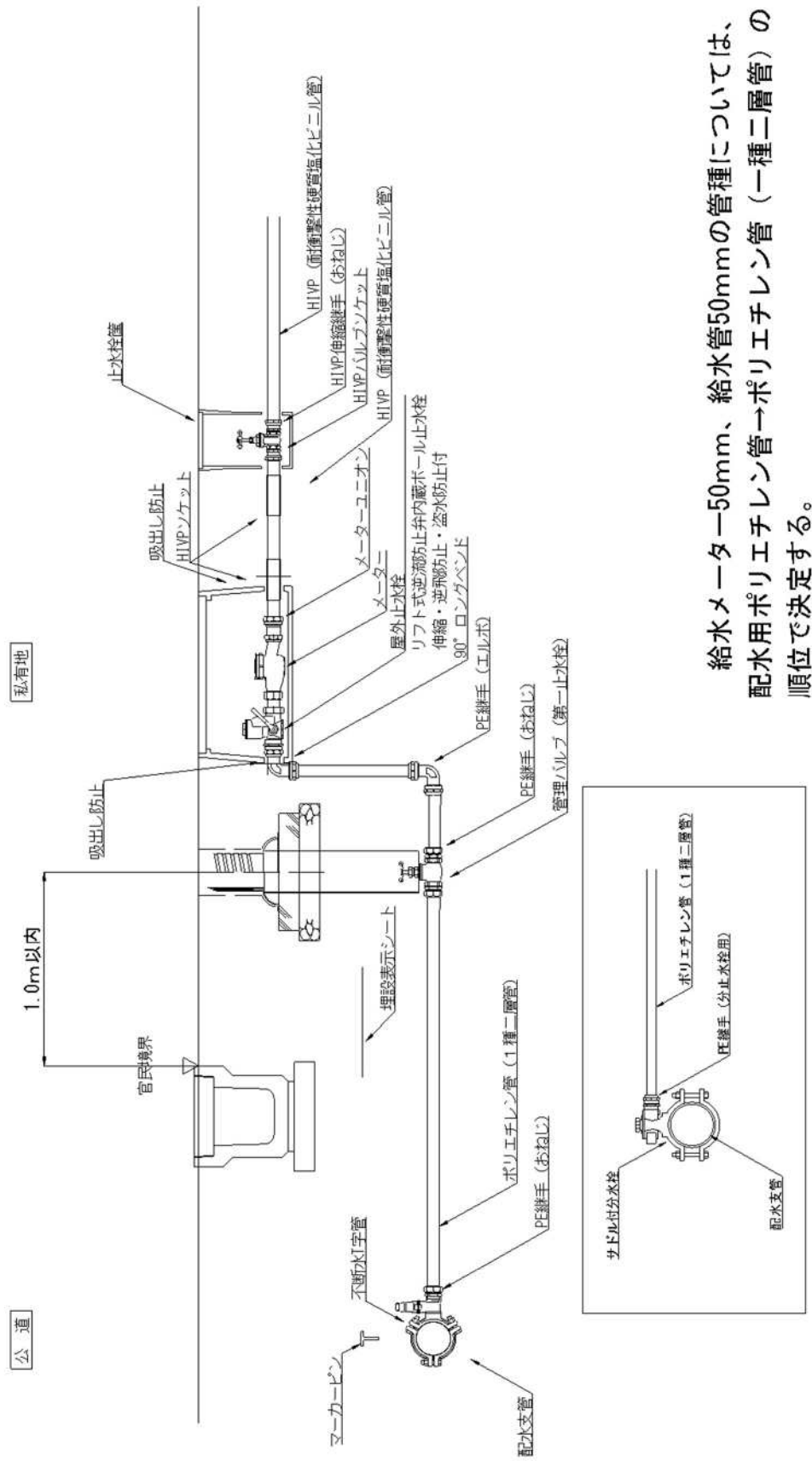


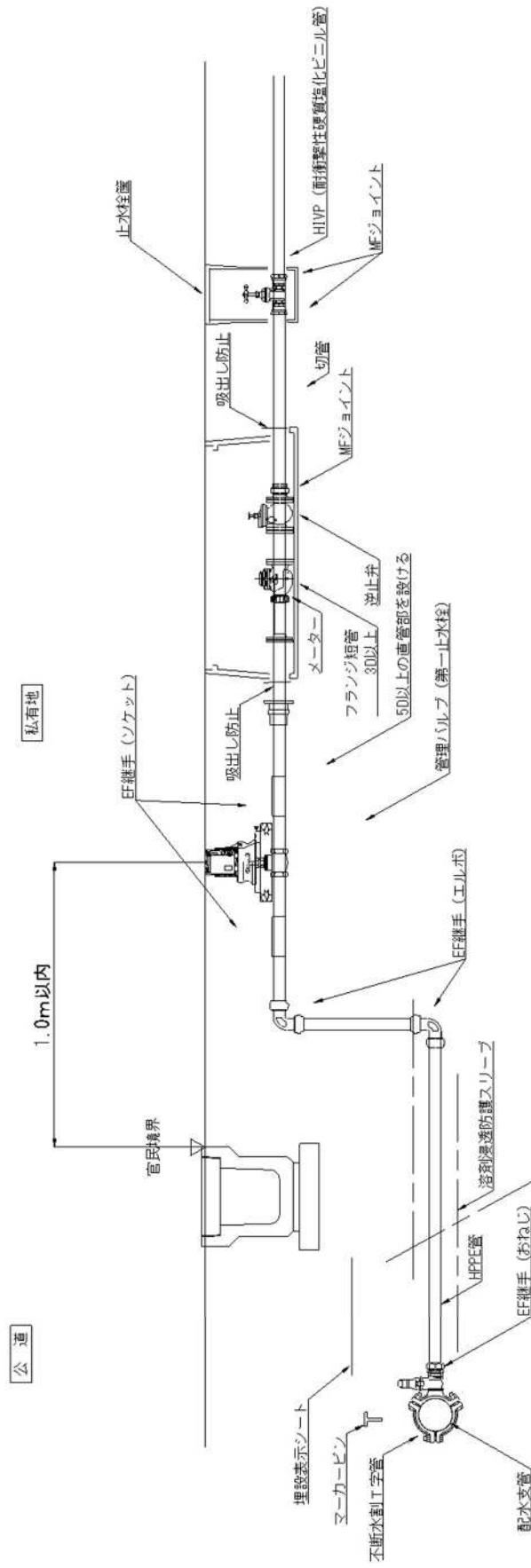
図5-1 口径13～25mm 標準配管図

給水メーター：口径40、50mm
 給水管：ポリエチレン管 口径40、50mm



給水メーター50mm、給水管50mmの管種については、
 配水用ポリエチレン管→ポリエチレン管（一種二層管）の
 順位で決定する。

給水メーター：口径75, 100mm
 給水管：配水用ポリエチレン管 口径75, 100mm



給水メーター75, 100mm、給水管75, 100mmの管種については、
 配水用ポリエチレン管→铸铁管の順位で決定する。

図5-4 口径75・100mm 標準配管図

給水メーター：口径75・100mm
 給水管：鑄鉄管 口径75・100mm

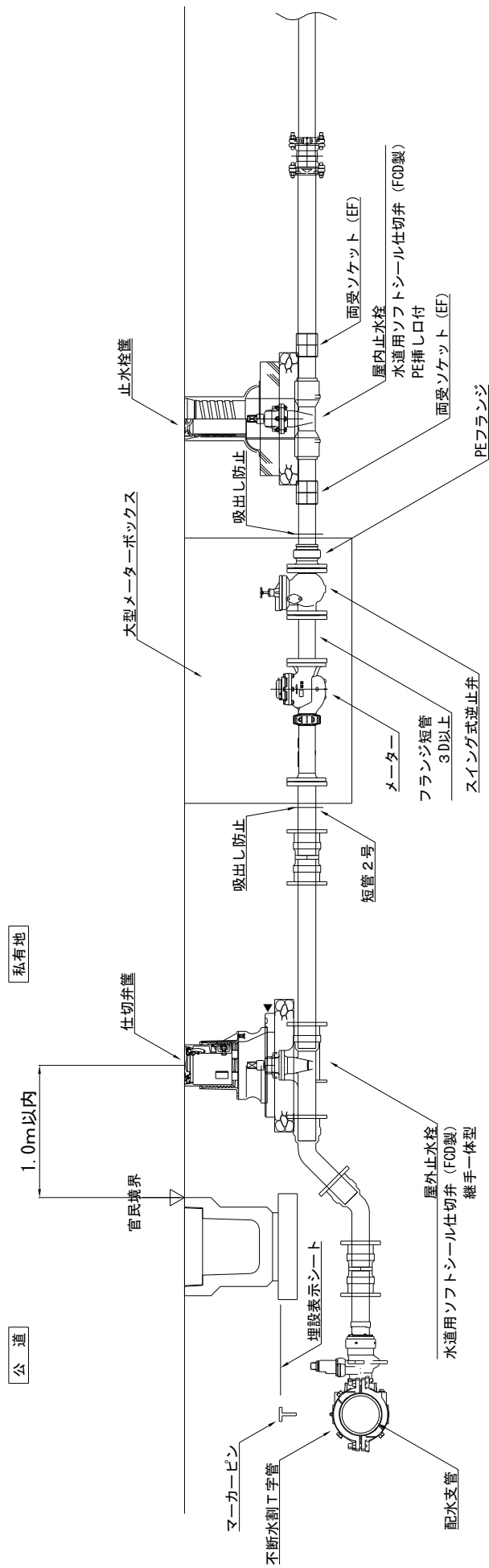


図5-5 口径75・100mm 標準配管図

5-5 給水管の防護

- (1) 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する継手や管を使用する。
- (2) 壁等に配管された給水管の露出部分は、支持金具等により適切な間隔で固定する。
- (3) 水路を横断する場所にあつては、原則として水路の下に給水管を設置する。やむを得ず水路の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、さや管等による防護措置を講じる。

5-6 水道メーターの設置

- (1) 水道メーターは、原則として道路境界線に最も近接した宅地内で、水道メーターの計量及び取替え作業が容易であり、かつ、水道メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置に設置する。
本市では、メーターの設置位置は、公道等と宅地との境界から宅地側へ1.0m以内で、メーターの点検が容易である場所とする。ただし、管理者が1.0m以内の場所に設置できないと認めた場合には、メーターの止水栓とは別に管理バルブを1.0m以内に設置し、対応することができる。
- (2) 50mm以上の水道メーターを設置する場合は、遠隔表示装置（ポールボックス）の設置を標準とし、効率的に検針でき、かつ、維持管理が容易な場所に設置する。
- (3) 水道メーターを地中に設置する場合は、本市指定のメーターボックスに入れること。メーターボックスは、金属製、プラスチック製、コンクリート製等を採用する。また、水道メーター取外し時の戻り水によりメーターボックスに水が滞留して給水管に流れ込むおそれがあるので、その防止について考慮する。
- (4) 水道メーターの設置に当たっては、水道メーターに表示されている流水方向の矢印を確認した上で水平に取付ける。また、水道メーターの器種によっては、水道メーター前後に所定の直管部を確保する必要がある。
- (5) 水道使用者等は、住宅管理者が設置したメーターを善良なる注意をもって管理する必要があるため、メーターボックス内に施工業者名、施工業者連絡先、検査合格日を明記すること。
- (6) 集合住宅等で、一箇所に多数のメーターを連続して設置する場合は、開栓、閉栓（中止）、補修時のミス防止のため、(5)に加え、部屋番号を明記すること。
- (7) (1)～(6)の条件に該当する場合で、メーターユニットの使用の際は協議すること。

(解説)

以下の場所には、メーターの設置を避けること。不明な点がある場合は、管理者と協議すること。

- (1) 汚砂、汚水等の侵入のおそれがある場所
- (2) 車両の通過、積載等によりメーターボックス、メーターが破損するおそれがある場所
- (3) カーポート、車庫等で車両の下になる場所
- (4) 車両の通路、出口等で検針に危険を伴う場所
- (5) 商店、工場等で荷物置場となる場所
- (6) 塀等移動撤去に困難な構造物に囲まれた場所
- (7) 駐車場にシャッター、扉等が設置されている場合の内側
- (8) その他検針の支障になる場所

5-7 土工事等

5-7-1 土工事

- (1) 工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにする。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面とする。
- (3) 掘削方法の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で決定する。
- (4) 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮し、入念に行う。
- (5) 道路内の埋戻しに当たっては、良質な土砂を用い、施工後に不陸、沈下、陥没等が発生しないよう十分締固める。また、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意する。
- (6) 交通量の多い路線や雨天の日に施工した現場は、埋戻し後、随時点検し不陸、沈下、陥没等の事故防止に努める。

5-7-2 道路復旧工事

- (1) 舗装道路の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行う。
- (2) 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行う。
- (3) 未舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行う。
- (4) 本復旧終了後は、路面を十分清掃するとともに、道路管理者に引継ぐまでは随時点検し不陸、沈下、陥没等の事故防止に努める。

5-7-3 現場管理

工事の施行に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規程を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等ができる限り防止し、生活環境の保安に努めること。

5-8 給水装置工事の安全管理

主任技術者は給水装置工事の施行に当たり、公衆災害や労働災害の防止のため現場状況の把握、関係諸法令の遵守及び安全性の確保に十分配慮した工法を選定する。また、事故を防止するために適正な工事施行、交通保安対策の実施、現場の整理整頓等に努めなければならない。

5-9 配管工事

5-9-1 基本事項

(耐圧に関する基準)

《基準省令第1条第1項》

給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
- ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
- 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第1号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

《基準省令第1条第2項》

給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

《基準省令第1条第3項》

家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

5-9-2 各管種の接合方法

- (1) 配管工事の施工に当たっては、施工現場の環境等を勘案し、当該現場の環境等に適した管種を選定の上、各管種の性能を最大限に発揮するためにも、適切な方法により接合を行う必要がある。
- (2) 適切な接合方法については、各製造者や工業会等が発行する技術資料も合わせて参照すること。
- (3) 本市が行う工事事業者、主任技術者を対象とした研修をはじめ、さまざまな研修に参加し、最新技術の習得に努めることが望ましい。

5-9-3 配管の留意事項

配管に当たっての留意事項は、以下のとおりである。

- (1) 設置場所の土圧、輪荷重その他の荷重に対し、十分な耐力を有する構造及び材質の給水管及び給水用具を選定する他、地震時の変位に対応できるよう伸縮可とう性に富んだ継手又は給水管とする。
- (2) 給水管及び給水用具は、配管場所の施工条件や設置環境、将来の維持管理等を考慮して選定する。
- (3) 事故防止のため、他の埋設物との離隔を原則として 30cm 以上確保する。
- (4) 給水管を施工上やむを得ず曲げ加工して配管する場合は、管材質に応じた適正な加工を行う。
- (5) 宅地内の配管は、できるだけ直管配管とする。
- (6) 地階あるいは 2 階以上に配管する場合は、原則として階ごとに止水栓を設置する。
- (7) 水圧、水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある場所にあつては、流速に留意して設計を行うとともに適切な離脱防止のための措置を講ずる。
- (8) 給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所、冷凍庫の冷凍配管等に近接し凍結のおそれのある場所を避けて設置する。
- (9) 高水圧を生じるおそれがある場所には減圧弁を設置する。
- (10) 空気溜りを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置する。
- (11) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにする。
- (12) 圧着機を使用して止水した箇所は MC ユニオンを取り付け、管を保護する。
- (13) 切断した箇所に新設管を接合する場合は、LA カップリングを用いること。

第6章 維持管理

6-1 給水装置の維持管理

適正に施工された給水装置であっても、その後の維持管理の適否は安全な水の安定的な供給に大きな影響を与えることから水の汚染防止、又は漏水防止等、的確に維持管理を行うこと。

6-2 漏水に関わる対策

漏水に関わる対策は以下のとおりである。

点検箇所	漏水の見つけ方	漏水の予防方法
水道メーター	すべて給水栓を閉め、使用していないのに、回転指標（パイロット）が回転している	定期的に水道メーターを見る習慣をつける
水栓	水栓からの漏水は、ポタポタからはじまる	水栓が締まりにくいときは、無理に締めずにすぐ修理する
水洗トイレ	使用していないのに水が流れている	使用前に水が流れていないか調べる習慣をつける
受水槽	使用していないのに、ポンプのモーターがたびたび動く	高置水槽のひび割れ、越流管等を時々点検する
	受水槽の水があふれている	水位計等で監視する
壁（配管部分）	配管してある壁や羽目板がぬれている	家の外側を時々見回る
地表（配管部分）	配管してある付近の地面がぬれている	給水管の布設されているところには物を置かない
下水のます	いつもきれいな水が流れている	ますのふたを時々開けて調べる

表6-1 漏水に関わる対策

6-3 給水用具の故障と修理

給水用具は、構造の単純なものから、湯沸器や温水洗浄便座のように電子機器が組み込まれていて専門知識・工具・部品を持っていないと修理ができないものまで広範囲のものがある。主任技術者は、給水用具の故障の問い合わせがあった場合は現地調査を行い、需要者が修繕できるもの、工事事業者が修繕できるもの、製造者でないとは修繕できないものを見極め、需要者に情報提供を行う。

6-4 異常現象と対策

異常現象は、水質によるもの（濁り、色、臭味、異物等）と配管状態によるもの（水撃、異常音、出水不良等）とに大別されるが、どちらのケースにおいても、当該給水環境を踏まえて、主任技術者はよく調査した上で、管理者と相談・協議、需要者とは相談をしながら、適切な措置を講じる必要がある。

配管状態によるものについては、配管構造及び給水用具の改善をすることにより解消されることも多い。水質によるものについては、現象をよく見極めて原因を究明する必要がある。

(1) 水質の異常

水道水の濁り、着色、異臭味等が発生した場合には、管理者に連絡し水質検査を依頼する等、直ちに原因を究明し、適切な措置を講じること。

ア 異常な臭味

水道水は、消毒のため塩素を添加しているので消毒臭（塩素臭）がある。この消毒臭は、残留塩素があることを意味し、水道水の安全性を示す一つの証拠である。

塩素以外の臭味が感じられたときは、ただちに飲用を中止し、管理者に連絡し、必要に応じ水質検査を依頼する。

イ 異常な色

水道水が着色し、原因が不明な場合は、水質検査を依頼する。

（ア）白濁色の場合

水道水が白濁色に見え、数分間で清澄化する場合は、空気の混入によるもので一般に問題はない。

（イ）赤褐色又は黒褐色の場合

水道水が赤褐色又は黒褐色になる場合は、鑄鉄管、鋼管の錆が流速の変化、流水の方向変化等により流出したもので、一定時間排水すれば回復する。常時発生する場合は管種変更等の措置が必要である。

（ウ）青い色の場合

衛生陶器が青色に染まっているように見えるのは、銅管等から出る銅イオンが脂肪酸と結びついてできる不溶性の銅石鹸が付着して起こるものである。この現象は、通常一定期間の使用で銅管の内面に亜酸化銅の皮膜が生成し起こらなくなる。

ウ 異物の流出

水道水に砂、鉄粉など異物が混入している場合は、給水用具を損傷することもあるので十分洗管を行い、管内からこれらを除去する。黒色、白色及び緑色の微細片が出る場合は、栓の開閉操作を行った際に細かく砕けて出てくるのが原因と考えられるので、適切な措置を講じる。

（2）出水不良

出水不良の原因は種々あるが、その原因を調査し、適切な措置を講じる。

ア 配水管の水圧が低い場合

周辺のほとんどの家で水の出が悪くなった場合は、配水管の水圧低下が考えられる。この場合は配水管網の整備が必要である。

イ 給水管の口径が小さい場合

一つの給水管から当初の使用予定を上回って、数多く分岐されると、既設給水管の必要水量に比し給水管の口径が不足をきたし出水不良を起こす。この場合は適正な口径に改造する必要がある。

ウ 管内に錆が付着した場合

既設給水管に亜鉛めっき鋼管等を使用していると内部に赤錆が発生しやすく、年月を経るとともに給水管断面が小さくなるため出水不良を起こす。この場合は管の布設替えが必要である。

エ 水道メーターのストレーナにスケールが付着した場合

配水管の工事等により断水すると、通水の際にスケール等がメーターのストレーナに付着し出水不良となることがある。この場合はストレーナを清掃する。

オ その他の不具合の場合

漏水及び給水用具の故障などによる出水不良は、現場調査により原因を究明し、その原因を除去する。

(3) 水撃

水撃が発生している場合は、その原因を十分調査し、原因となる給水用具の取替えや水撃防止器具の取付け、給水装置の改造により発生原因を除去する。給水装置内に発生原因がなく、外部からの原因により水撃が発生している場合もあるので注意が必要である。

(4) 異常音

給水装置が異常音を発生する場合は、その原因を調査し発生源を排除する。

ア 水栓のこまパッキンが摩耗しているため、こまが振動して異常音を発する場合は、こまパッキンを取り替える。

イ 水栓を開閉する際、立上り管等が振動して異常音を発する場合は、立上り管等を固定させて管の振動を防止する。

ウ 上記以外の原因で異常音を発する場合は、水撃に起因することが多い。

(5) 汚染事故（事故原因と対策）

給水装置の事故によって汚染された水が配水管に逆流すると、他の需要者にまで衛生上の危害を及ぼすおそれがあるので、事故の原因を究明し適切な対策を講じる必要がある。

6-5 受水槽の管理指導

受水槽以下の給水設備は水道法の規定による給水装置ではないが、その管理方法の不備によっては使用者の生活に影響を与えることになるので、本市では「常滑市建築物における給水施設維持管理要領」により適正な管理をすることが定められている。また、本市では受水槽の管理指導は市民生活部生活環境課が管轄している。

(1) 簡易専用水道は、水道法に基づく施設の管理を行うとともに、1年以内ごとに1回、厚生労働省の登録を受けた検査機関に依頼して検査を受けることが義務付けられている。

(2) 簡易専用水道については、設置、届出内容の変更、休止、廃止するときに届出をしなければならない。

(3) 小規模貯水槽水道施設は、法定検査の義務はないが、簡易専用水道と同様に1年以内ごとに1回、水質の検査をすることが望ましい。水質検査は自主検査でも可能だが、法的に登録されている業者に依頼することを推奨する。また、清掃については、専門知識、技能を有する建築物飲料水貯水槽清掃業の登録業者等による清掃を推奨する。

(解説)

(1) 簡易専用水道

受水槽の有効容量が10m³を超える水道施設のことをいう。

(2) 小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が10m³以下の水道施設のことをいう。

第7章 検査

7-1 給水装置工事主任技術者の工事検査

- (1) 主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置が構造材質基準に適合していることを確認する。
- (2) 使用開始前に給水装置の管内を洗浄するとともに、通水確認、耐圧試験及び水質の確認（残留塩素測定等）を行う。

(解説)

工事業業者及び主任技術者は、給水装置工事を適正に施行することができると認められるものとして、管理者から指定を受けていることから、責任を持って給水装置工事の施行及び完了図書の提出をしなければならない。

(1) 工事検査における確認内容

工事検査において確認する内容は、表7-1、表7-2のとおりである。

検査項目	検査の内容
位置図	①工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること ②工事箇所が明記されていること
平面図 及び 立面図	①方位が記入されていること ②建物の位置、形状等がわかりやすく記入されていること ③道路種別等付近の状況がわかりやすいこと ④隣家家屋の境界が記入されていること ⑤分岐部及び弁栓等のオフセットが記入されていること ⑥平面図と立面図が整合していること ⑦建物内及び地中部分の配管部分が明記されていること ⑧各部の材料、口径及び延長が記入されており、以下の事項が確認できること ・給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること ・構造材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)

表7-1 書類検査

検査種別及び検査項目	検査内容	
屋外の検査	①分岐部及び弁栓等のオフセット	・ 正確に測定されていること
	②水道メーター、メーター用止水栓	・ 水道メーターは逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること ・ 検針・取替えに支障がないこと ・ 止水栓の操作に支障がないこと ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと
	③埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること
	④給水管布設位置	・ 給水装置工事設計書と整合すること
	⑤止水栓きょう・メーターボックス（ます）類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合すること
	⑥止水栓	・ スピンドルの位置が止水栓筐の中心にあること
配管	①配管	・ 配管延長、給水用具等の位置が給水装置工事設計書と整合すること ・ 土中配管後の埋戻、復旧状態が適切に施工されていること ・ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結されていないこと ・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保等がなされていること ・ クロスコネクションがないこと
	②接合	・ 適切な接合が行われていること
	③管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること
	④中間検査	・ 水栓柱又は散水栓を使用すること
給水用具	①給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること
	②接合	・ 適切な接合が行われていること
受水槽	付属設備	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと ・ 警報装置等が正常に作動すること ・ 保守点検スペースが十分確保できていること ・ マンホールに施錠できること ・ 越流管等に防虫網が設置されていること ・ 受水槽手前に直結給水栓を設けること ・ 屋外はフェンスで囲まれていること
通水確認		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等について確認すること
耐圧試験		・ 試験水圧1.75Mpaで、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること
水質の確認		・ 水質確認項目の検査を行うこと
その他		・ 受水槽を設置する場合、略図に各部の寸法、流入管、越流管の口径及び有効容量等が記入されていること

表7-2 現地検査

(2) 水質確認

水質において確認する項目は、表7-3のとおりである。

項 目	判 定 基 準
残留塩素（遊離）	0.1mg/L以上
臭 気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁 り	〃

表7-3 水質の確認項目

7-2 管理者の検査

管理者が行う検査は次によるものを原則とする。

(1) 書類検査

工事完了検査申請書の内容が基準省令に適合しているか主任技術者によって確認が行われていることを書類検査する。

(2) 現地検査

- ア メーターが適正に設置されていることを確認する。
- イ 提出書類に基づき、給水装置の施工状況を確認する。
- ウ 給水装置からの通水により水質に異常がないことを確認する。

7-3 給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事完了検査後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

- (1) 工事事業者は、給水装置工事設計書（写）一部を引き渡すとともに、工事内容等について所有者に説明すること。
- (2) 工事事業者は、給水装置の管理区分《常滑市水道事業給水条例第24条》等の内容について所有者に説明すること。

(解説)

（水道使用者等の管理上の責任）

《常滑市水道事業給水条例第24条第1項》

水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

《常滑市水道事業給水条例第24条第2項》

前項の規定による届け出がなくても、市長が必要と認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

《常滑市水道事業給水条例第24条第3項》

前項の修繕その他に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

《常滑市水道事業給水条例第24条第4項》

第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

給水装置工事施行基準

令和5年4月策定

発行 常滑市建設部水道課
担当 水道課工務・給水チーム

様式集・記載例

常滑市建設部水道課

目次

様式	給水装置工事・給水申込書（様式第1号）	1-2
	給水装置工事設計書	3-4
	道路占用許可申請書	5
	公共用物使用許可申請書	6
	道路使用許可申請書	7
	臨時給水承認申請書	8
	給水装置臨時工事申込書（様式第2号）	9-10
	給水装置廃止届（様式第14号）	11
	工事完了検査申請書（様式第3号）	12
	浄水器等設置に関する覚書	13
	管理バルブ設置に関する覚書	14
	専用栓分割に関する覚書	15
	中高層アパート等の各戸検針及び水道使用料金徴収に関する特別取扱申請書（別記様式）	16
	共用・集合用給水申込書（様式第4号）	17
共用・集合用使用戸数変更届（様式第9号）	18	
記載例	給水装置工事設計書の書き方について	19
	給水装置工事設計書	20
	新設	21
	止水栓有新設	22
	内線改造	23
	布設替	24
	既設口径変更	25
	アパート1	26
	アパート2	27
	専用線分割1-A	28
	専用線分割1-B	29
	専用線分割2-A	30
	専用線分割2-B	31
	宅内内線例	32

様式集

受付	年 月 日	工事完了	年 月 日
工事承認	年 月 日	給水開始	年 月 日

給水装置工事・給水申込書

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

申 込 者（給水装置所有者）

住 所

フリガナ

氏 名

㊟

TEL () 〒

個人の場合 性別（男・女）生年月日（ . . ）

常滑市水道事業給水条例及び常滑市水道事業給水条例施行規則（定型約款）を承認のうえ、次のとおり給水装置工事及び給水を申し込みますので、別添設計書等を審査のうえ承認ください。

給 水 装 置 設 置 場 所	常滑市	番地	地区名
		棟 号室	
工 事 の 種 類	新設	1. 新設 2. 屋外止水栓迄 3. 場所移転による 4. 専用栓分割 旧 装置場所	
	改造	1. 改造 2. 増設 3. 口径変更 4. 取出位置変更 5. メーター位置変更 6. 専用栓分割	
	修繕		撤去
給水装置使用者 (水道料金納入者)	現住所	〒	
	フリガナ	棟 号室	
	氏 名		
	TEL	()	
	個人の場合	性別（男・女） 生年月日（ . . ）	
指定給水装置 工 事 事 業 者	上記工事の手續きに関する一切の事項を代理人として受任しました。		
	住 所		
	氏 名	㊟	
給水装置工事 主任技術者氏名		建築確認	有・無
		道路占用	有・無
		受水槽	有・無 (容量 m ³)

口径変更	口数	口径	番号	メーカー	有効期限	量水器処理日	指針
	前	mm			年 月	年 月 日取外	m ³
後		mm			年 月	年 月 日取付	m ³
加入者負担金				設計審査手数料			検針番号
口数	金額	入金日	確認	金額	入金日	確認	
口	円	円		円			
水栓番号		遠隔地負担金	摘要欄				
		有・無					

承 諾 書	家屋所有者	表記の給水装置設置の件、承諾します。
		家屋所有者 住 所 氏 名 ㊟
	土地所有者	常滑市 番地 の私の所有土地に表記 給水管布設の件、承諾します。
		土地所有者 住 所 氏 名 ㊟
	給水装置所有者	常滑市 番地 内の私の給水装置から 表記給水装置を分岐することを承諾します。なお、給水管の改良をせずに工事をするため、水圧低下等があっても市には異議を申しません。
		給水装置所有者 住 所 氏 名 ㊟

(注意) 家屋・土地等の所有者でない者の請求による時は、各所有者の承諾を要する。

給水装置のうち道路取付部分及び
利害関係人についての覚書

このたび表記場所に給水装置の新設（移設）・改造・及び修繕工事を申込みましたが、工事完了検査合格後、給水装置のうち公道下に属する施設については、常滑市に移譲いたしますので維持管理くださるようお願いいたします。

なお、私方の理由により取出位置の変更等外線改造した場合の旧給水装置は私方にて処分いたします。

将来、給水装置が不用になったときは、市において処分されても異議の申立てはしません。

また、給水装置の設置に関し利害関係者との紛争が生じた場合、一切私方において処理し、市当局に迷惑をかけません。

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

給水工事申込者
氏 名

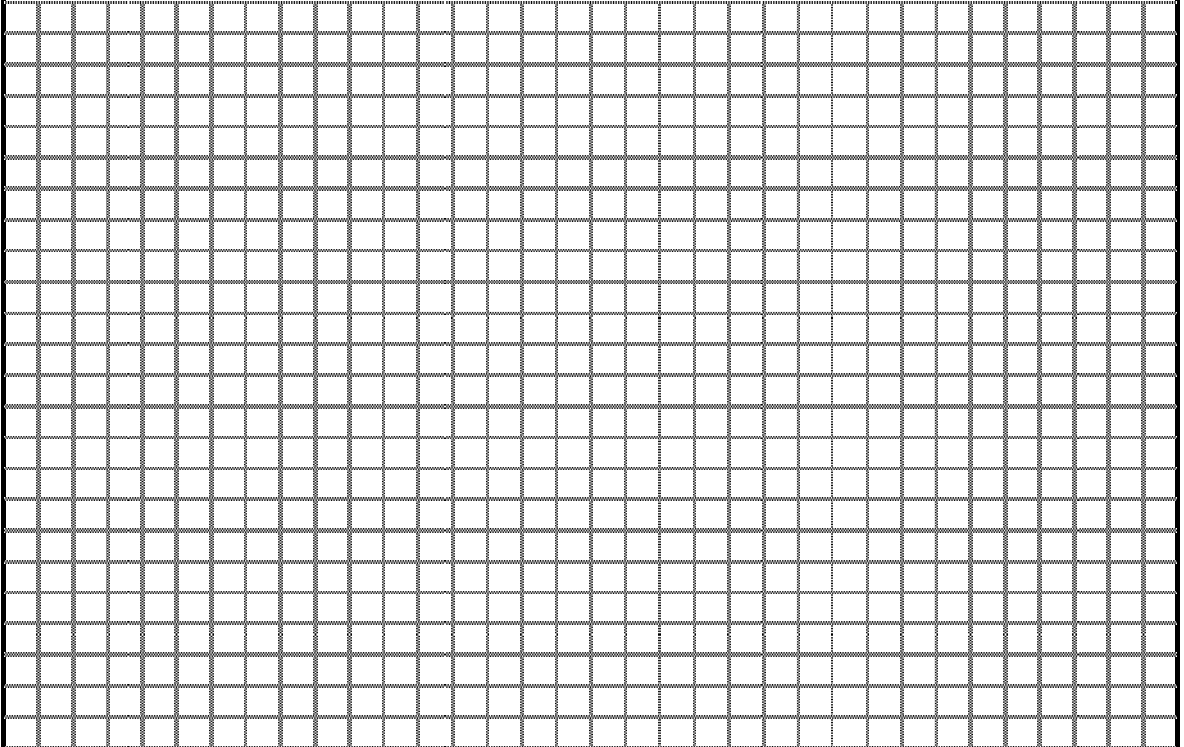
㊟

課長	課長補佐 副主幹	工務	給水

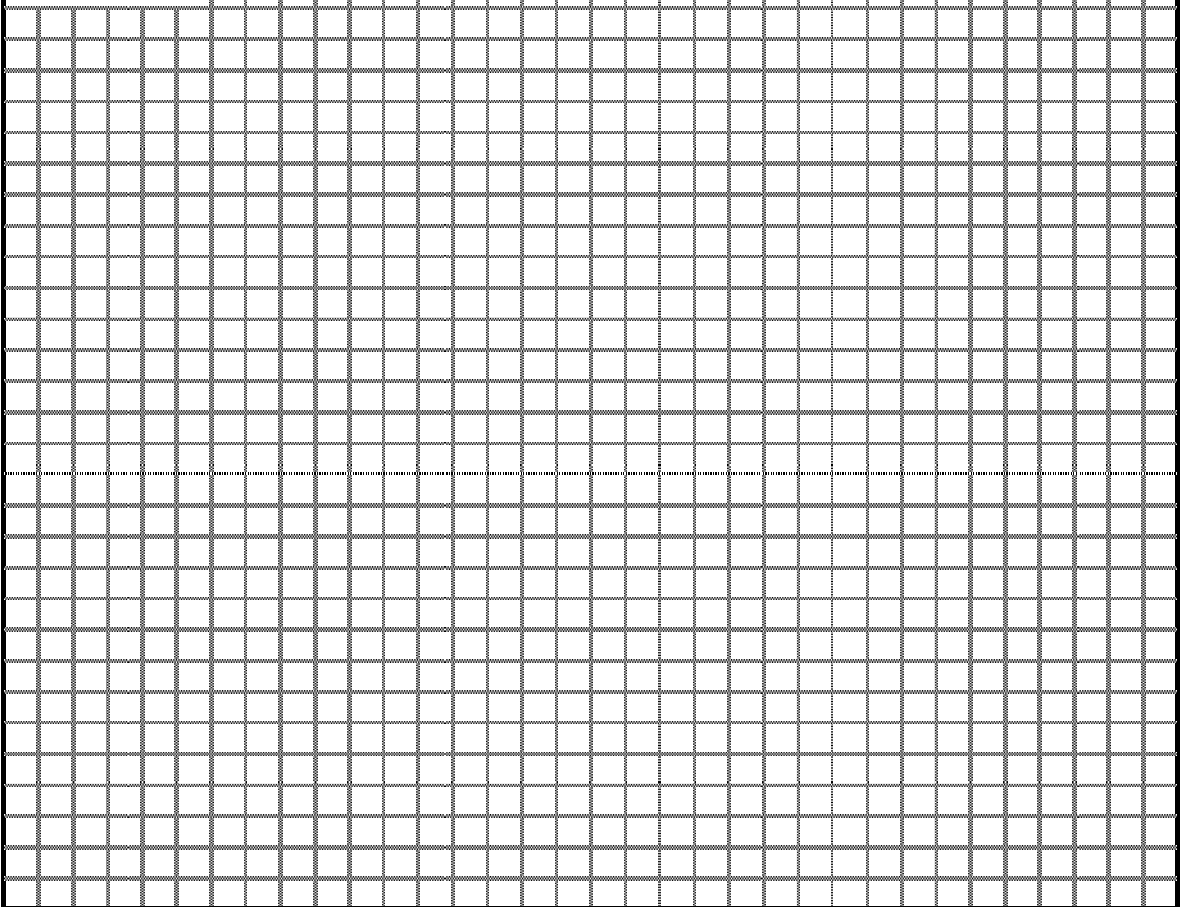
給水装置工事設計書

承認												
水栓番号		常滑市						番地		受付	年 月 日	
装置場所								棟 号室		地区名		
給水工事 申込者 (加入権利者)		住 所		TEL						フリ ガナ		
										氏 名		
遠隔地覚	高区覚	管理バルブ覚			専用線分割	その他覚	着 工 日		年 月 日			
給 水 装 置 使 用 材 料	材料使用箇所/品名		口径	既設	新設	設計	完了	完 了 日		年 月 日		
									合格日		年 月 日	
	分岐部								中間検査		年 月 日	
									本検査		年 月 日	
									量水器口径		mm	
									水栓口径		mm 個	
									本・支管		mm	
									連 合 管		mm	
									内 線		mm	
	分岐～第一止水栓								受 水 槽		m ³ 槽	
									摘 要			
メーター周り								附近見取図				
指定給水装置工事事業者												
住 所												
事業者名												
代表者名 ⑩												
TEL												
給水装置工事主任技術者												
住 所 ⑩												
氏 名												

横断面図



平面図



道路占用 **許可申請** 書
協 議

新規	更新	変更	
----	----	----	--

年 月 日

常 滑 市 長 殿

住 所 常滑市飛香台3丁目3番地5
常滑市水道事業
氏 名 常滑市長
担当者 給水担当
電 話 35-5111

道路法 **第32条**
第35条 の規定により **許可を申請** します。
協 議

占用の目的			
占用の場所	路線名	市道	号線
	場所	常滑市 番地	
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	許 可 の 日 年 月 日 から 間 まで	占用物件の構造	別添図書のとおり
工事の時期	許 可 の 日 年 月 日 から 間 まで	工事実施の方法	別添図書のとおり
道路の復旧方法	別添図書のとおり	添付書類	別添図書のとおり
備 考			

公共用物使用許可申請書

年 月 日

常 滑 市 長 殿

申請者 住所 常滑市飛香台3丁目3番地5
 常滑市水道事業
 氏名 常滑市長
 建設部水道課給水担当
 電話 0569-35-5111 (内線 2132)

下記のとおり公共用物の使用を許可してください。

記

公 共 用 物 の 種 類	
目 的	
場 所	
数 量	
利用計画及び用途	
工事実施の方法	
使用しようとする期間	
その他参考事項	

道路使用許可申請書

年 月 日

愛知県常滑警察署長 殿

申請者 住所 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地5
 氏名 常滑市長
 給水担当

道路使用の目的			
場所 又は 区間	常滑市	番地	
期 間	年 月 日午前9時から	年 月 日午後5時まで	
方法 又は 形態	別添図書のとおり		
添付書類	図面及び工事仕様書		
現場責任者	住所		
	氏名	電話	

第 号 道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

愛知県常滑警察署長

課長	課長補佐 副主幹	工務	給水

臨時給水承認申請書

常滑市水道事業

常滑市長 殿

年 月 日

申請者 住 所
(料金納入者) フリガナ
氏 名

㊟

TEL 〒

個人の場合 性別(男・女) 生年月日(. .)

常滑市水道事業給水条例及び常滑市水道事業給水条例施行規則(定型約款)を承認の
うえ、次のとおり臨時給水を受けたいので申請します。

臨時給水装置 場 所	常滑市 番地
臨時給水を必 要とする理由	----- -----
給 水 期 間	自 年 月 日より 至 年 月 日まで
一 日 当 り 最 大 使 用 量	
給 水 管 取 出 希 望 口 径	
使 用 条 件	市給水条例の厳守及び新設、撤去工事は市立会いで申請者施行
料金納入方法	

受 付	新設年月日	水栓番号	入 力	撤 去 年 月 日	確 認
	年 月 日			年 月 日	

給水装置臨時工事申込書

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

申込者 住 所

フリガナ

氏 名

㊟

TEL

()

〒

個人の場合 性別（男・女）生年月日（ . . ）

次のとおり給水装置の臨時工事を申し込みます。

給水装置設置場所	常滑市			番地
工 事 種 別	臨時給水装置	料金区分	臨時用	
指定給水装置 工事事業者	上記工事の手続きに関する一切の事項を代理人として受任しました。 住 所 氏 名 ㊟ TEL			

摘 要					
量 水 器	口径 mm	番号	メーカー	有効期限 年 月	指針 m ³
設計審査手数料			道路占用	検針番号	
金額 円	入金日	確認	有・無		
水栓番号	工事検査年月日			地区名	
	年 月 日				

承 諾 書	家屋所有者	表記の給水装置設置の件、承諾します。		
		家屋所有者	住 所	
			氏 名	㊟
	土地所有者	常滑市 番地 の私の所有土地に表記給水管布設の件、承諾します。		
		土地所有者	住 所	
			氏 名	㊟
	給水装置所有者	常滑市 番地 内の私の給水装置から表記給水装置を分岐することを承諾します。なお、給水管の改良をせずに工事をするため、水圧低下等があっても市には異議を申しません。		
		給水装置所有者	住 所	
			氏 名	㊟

(注意) 家屋・土地等の所有者でない者の請求による時は、各所有者の承諾を要する。

臨時給水装置の利害関係人についての覚書

このたび表記場所に臨時給水装置の工事申し込みをしましたが、施行に際しては市当局の指示に従い、常滑市水道事業給水条例を遵守し、工事竣工後も私方にて維持管理します。

なお、これが不用となったときは、市当局立会いのうえ私方負担にて撤去します。

また、給水装置の設置に関し利害関係者との紛争が生じた場合、一切私方において処理し、市当局に迷惑をかけません。

年 月 日

常滑市水道事業

常滑市長 殿

給水工事申込者

氏 名

㊟

給 水 装 置 廃 止 届

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

給水装置所有者

住 所

氏 名 ㊟

TEL ()

次のとおり給水装置を廃止するので届出します。

給水装置設置場所	常滑市 番地
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
指定給水装置 工事事業者	
量水器口径	
給水中止年月日	年 月 日
摘 要	

受付者	地区名	図 面	量水器撤去年月日
			年 月 日
水栓番号	水栓情報	権利原簿	整理簿（止水栓迄の時）
.			確認

工 事 完 了 検 査 申 請 書

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

申 請 者（指定給水装置工事事業者）

住 所

氏 名

T E L

次のとおり給水装置工事が完成しましたので、検査を申請します。

竣工年月日	年 月 日					
工事場所	常滑市			番地		
				棟 号室		
工事申込者氏名						
工事の種別	新 設（移 設） ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去					
施設の用途別	1 一 般	2 集 合 用	3 臨 時 用	4 消 火 栓	5 集 中 検 針 (別添契約書)	6 そ の 他
専 用 ・ 共 用						

工 事 完 了 検 査 結 果 表			合 格 印
検査年月日	年 月 日 ()	検査員氏名	
指示事項： ----- ----- -----			

量水器	口径 mm	番号	メーカー	有効期限 年 月	指針 m ³
工事承認年月日		給水開始年月日		工事検査手数料	
年 月 日		年 月 日		金額 円	入金日 確認
水栓番号		水栓情報	権利原簿	整理簿	地区名

浄水器等設置に関する覚書

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

申 込 者 住 所
〔 給水装置 〕
〔 所有者 〕 氏 名 印

常滑市_____において、給水装置工事申込をする
にあたり、浄水器等の二次側においての水質について、当方で適切に衛生管理します。
なお水質異常が発生した場合も当方に対応し、貴市に対して一切異議を申しません。

指定給水装置工事事業者名

Ⓜ

管理バルブ設置に関する覚書

このたび、下記の給水装置場所の給水申込みに関し、管理用の第一止水栓（管理バルブ）を設置するにあたって、本覚書を提出します。

管理バルブより内側の維持管理につきましては、申込者が行います。その他、常滑市水道事業給水条例を遵守するとともに、漏水ほか、異常があった場合はすみやかに修理します。また、修理に係る費用については、申込者側で負担します。

記

給水装置場所

常滑市

年 月 日

常滑市水道事業

常滑市長 殿

申 込 者 住 所

〔給水装置〕
〔所有者〕

氏 名

印

専用栓分割に関する覚書

このたび、下記の給水装置場所の給水申込みに関し、管理用の第一止水栓（管理バルブ）を設置するにあたって、本覚書を提出します。

管理バルブより内側の維持管理につきましては、が行います。その他、常滑市水道事業給水条例を遵守するとともに、漏水ほか異常があった場合はすみやかに修理します。また、修理に係る費用については、申込者側で負担します。

記

給水装置場所

常滑市

年 月 日

常滑市水道事業

常滑市長 殿

申 込 者 住 所

〔給水装置〕
〔所有者〕

氏 名

印

別記様式（第4条関係）

年 月 日

常滑市水道事業

常滑市長

殿

中高層アパート等

所有者

中高層アパート等の各戸検針及び水道使用料金徴収に
関する特別取扱申請書

次のとおり、特別取扱の適用を受けたく申請いたします。

- 1 所在地 常滑市
- 2 名称（呼称）
- 3 管理人 名
- 4 建物の構造 木造、鉄骨、鉄筋 階建 戸
- 5 水道メーターの設置数 集中検針盤 個
各戸メーター 個
- 6 適用希望年月日 年 月 日
- 7 関係図面 別添 枚

課長	課長 補佐	副主幹	主査等			担当	合議 下水道課
			工務	給水	業務		

様式第4号(第17条関係)

共用・集合用給水申込書

年 月 日

常滑市水道事業
常滑市長 殿

申込者 住所
(所有者) 氏名
TEL

常滑市水道事業給水条例及び常滑市水道事業給水条例施行規則(定型約款)を承認のうえ、
次のとおり専用給水装置を(共用・集合用)として使用したいので申し込みます。

給水装置場所	常滑市					
アパート等の名称						
開始年月日	年 月 日					
所有者 ・ 管理人	住所 フリガナ 氏名	TEL 〒 ⑨ 性別(男・女) 生年月日(T S H . .) ※ 水道料金等の納付について連帯責任を負います。				
	個人の場合					
料金納入方法	口座振替	新規・登録済				
	納付	送付先				
使用者名 (居住者)	号室	フリガナ 氏名	私設 メーター	号室	フリガナ 氏名	私設 メーター
	使用世帯数					
	世帯					

量水器	口径 mm	有効期限 年 月	メーカー	番号	指針 m3
水栓番号			検針番号		地区名
受付	水栓情報入力	メーター受渡	取納状況	確認	

様式第9号(第21条関係)

課長	課長 補佐	副主幹	主査等			担当	合議 下水道課
			工務	給水	業務		

共用・集合用使用戸数変更届

常滑市水道事業
常滑市長 殿

年 月 日

給水装置所有者 住所
氏名

印

次のとおり戸数を変更したいので届出します。

給水装置場所	常滑市			番地		
アパート等の名称						
使用世帯数	新	世帯	旧	世帯		
変更使用者氏名 (増減)	号室	フリガナ氏名				
料金納入方法	口座振替	新規・登録済				
	納付	送付先				
適用年月	年 月分から適用					

受付	水栓番号						入力	確認

記載例

給水装置工事設計書の書き方について

【表面】

- ①給水装置の設置場所を記入し、対象地番が複数ある場合は代表地番を記入する。
- ②申込者の住所連絡先を記入する。
- ③申込者の氏名を記入する。
- ④給水装置工事に際して、覚書の提出がある場合は該当するものに○をつける。
- ⑤分岐からメーターまでの材料を分岐部から順番に記入をする。既設の材料は既設に✓マークを、今回申請の工事で設置する材料は新設に✓をする。既設の引込み部分が不明なものに関しては「取出し部不明」と記載すること。
- ⑥給水装置工事申込をする。指定給水装置工事事業者の情報を記入する。
- ⑦給水装置工事の工事完了後に実際に使用した数量を記入する。
- ⑧各項目記入する。
- ⑨対象地の周辺がわかるように広域で附近見取図を記載する。当該地を赤色で囲む。

【裏面】別紙各記入例参照

(横断面図に記載すべき内容)

- ・道路幅員
- ・側溝の有無
- ・本管の位置、出幅、土被り、管種、口径
- ・給水管の土被り、延長、管種、口径、使用部材
- ・方角
- ・官民境界

(記載方法)

- ・給水管は赤色で表記し、既設部を破線、新設部は実線で表記する
- ・近接した他占有物がある場合は土被り、水道管との離隔を記載する

(アパート)

- ・メイン配管は、散水栓か一番奥で分岐する部屋の図面に実線で表記し、材料を記載する。
- ・上記以外の各戸はメイン配管からの分岐部以降は赤の実線で表記し、材料を記載する。それ以外の部分は破線で表記する。

※一部記入例は、メーター以降の宅内の給水管を省略しています。実際の申請時は内線図面まで記入をお願いいたします。

記入例【既設口径変更】

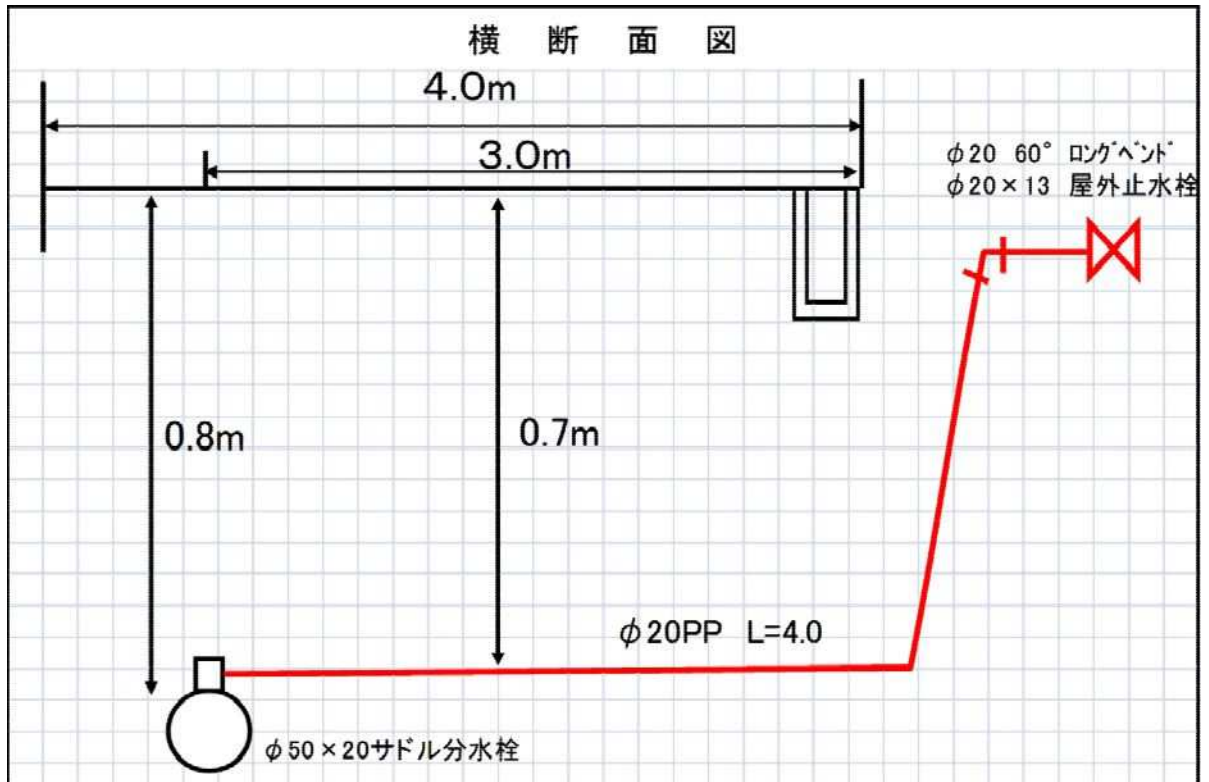
課長	課長補佐 副主幹	工務	給水

給水装置工事設計書

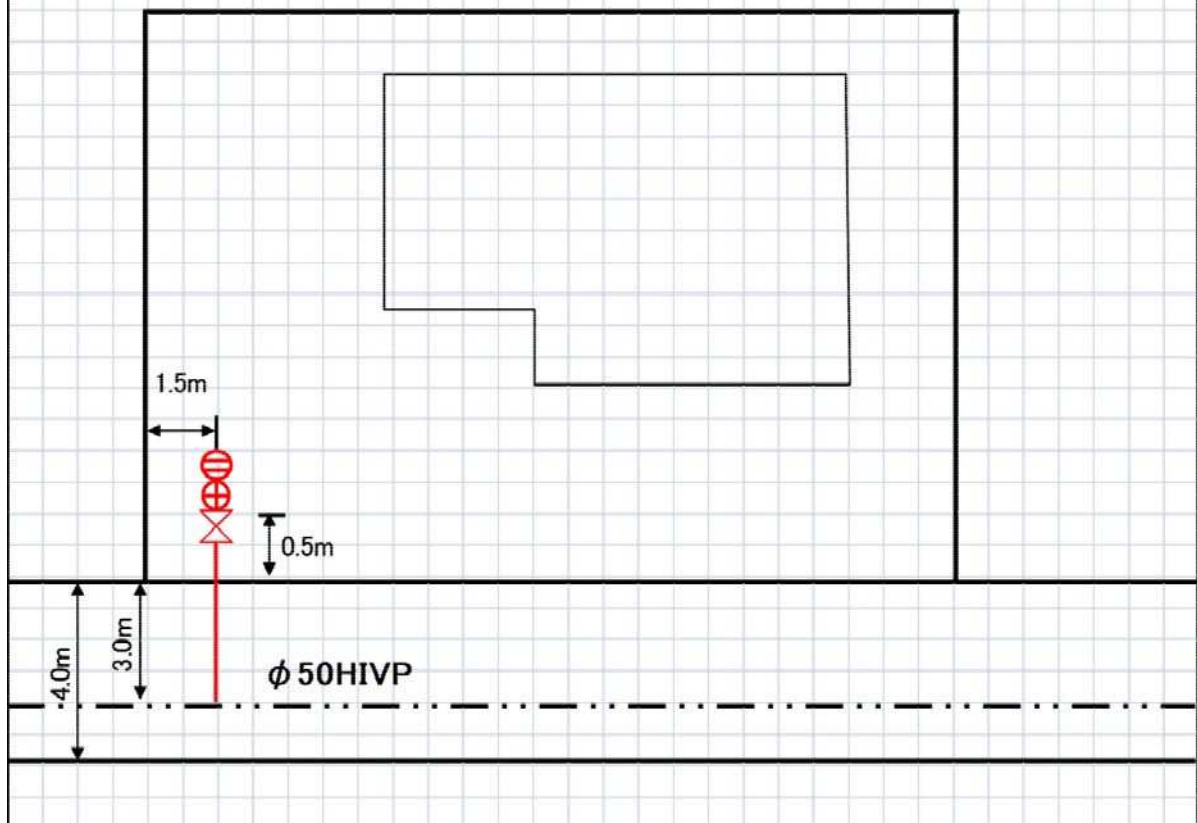
承認

①	水栓番号	常滑市〇〇町〇丁目〇番地				受付	年 月 日		
	装置場所	棟 号室				③地区名			
②	給水工事 申込者 (加入権利者)	住 所	常滑市△△町△丁目△番地				フリガナ	トコナメ ジロウ	
			TEL0569-〇〇-〇〇〇〇				氏 名	常滑 次郎	
④	遠隔地覚	高区覚	管理バルブ覚	専用線分割	その他覚	着工日	年 月 日		
						完了日	年 月 日		
⑤	給 水 装 置 使 用 材 料	材料使用箇所/品名	口径	既設	新設	設計 数	⑦完了 量	⑧ 中間検査 日	年 月 日
		分岐部						本検査	年 月 日
		サドル分水栓	50×20	✓		1	1	量水器口径	20 mm
		分止水栓用継手	20	✓		1	1	水栓口径	13 mm 2個
								本・支管	HIVP50 mm
								連 合 管	mm
		分岐～第一止水栓						内 線	HIVP13.20 mm
		PP	20	✓		3.8	3.7	受 水 槽	m ³ 槽
		PPエルボ	20	✓		1	1	摘 要	
		MCユニオン	20		✓	1	1		
90° ロングバンド	20		✓	1	1				
メーター周り									
屋外止水栓	20		✓	1	1				
メーターBOX	25		✓	1	1				
⑥	指定給水装置工事事業者								
	住 所	常滑市□□町□丁目□番地							
	事業者名	(株)常滑水道							
	代表者名	常滑 太郎							印
	TEL	0569-35-5111							
	給水装置工事主任技術者								
	住 所	常滑市◎◎町◎丁目◎番地							
	氏 名	常滑 太郎							印
	⑨ 附近見取図								

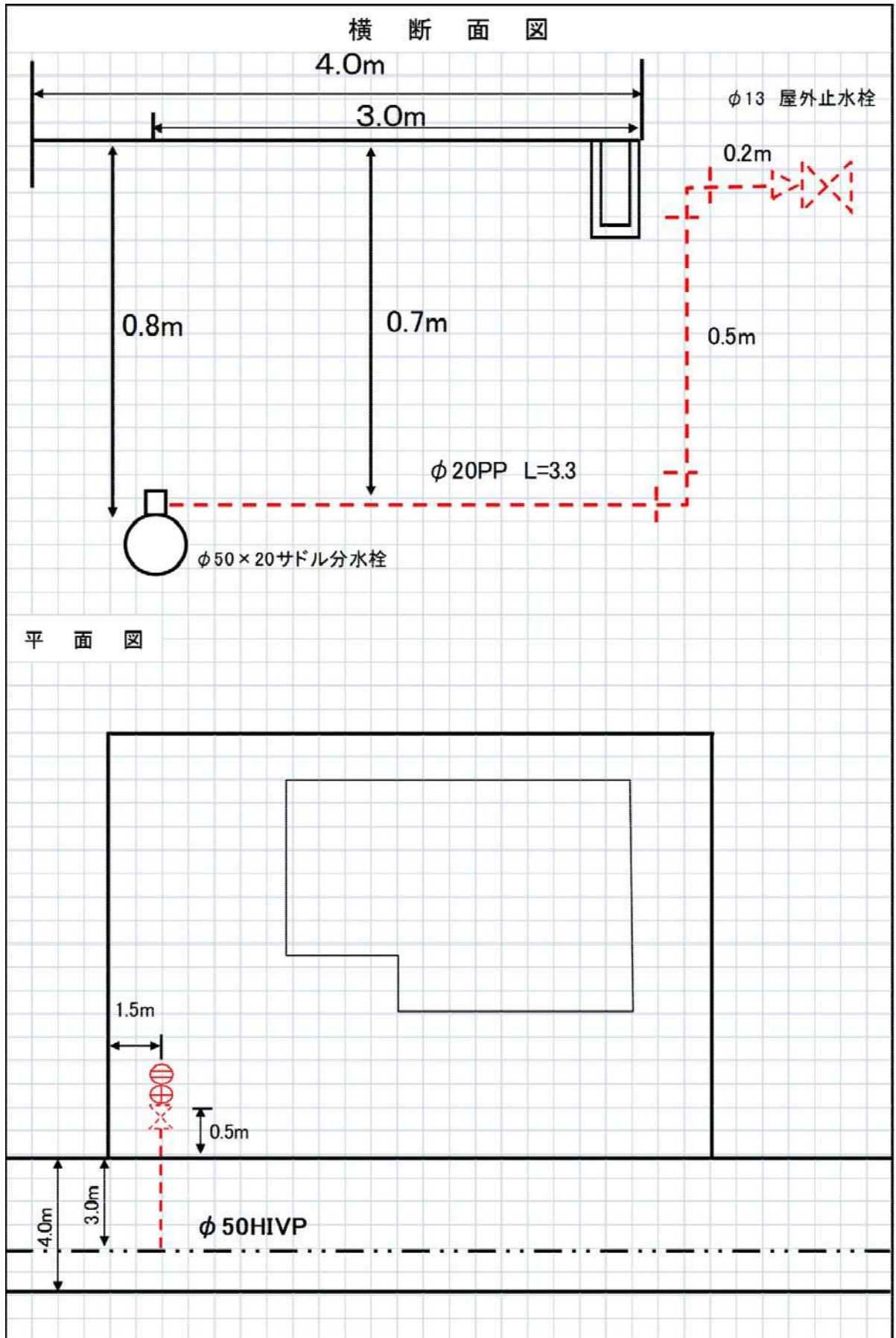
新設



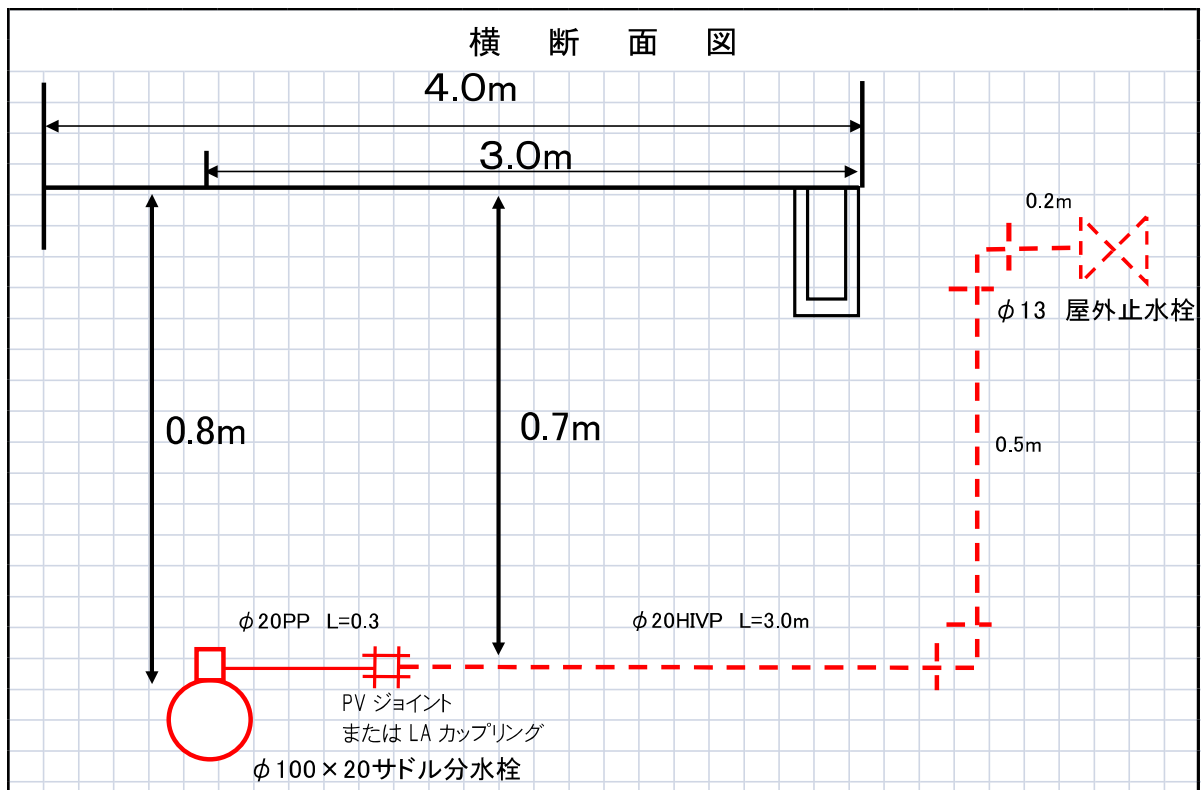
平面図



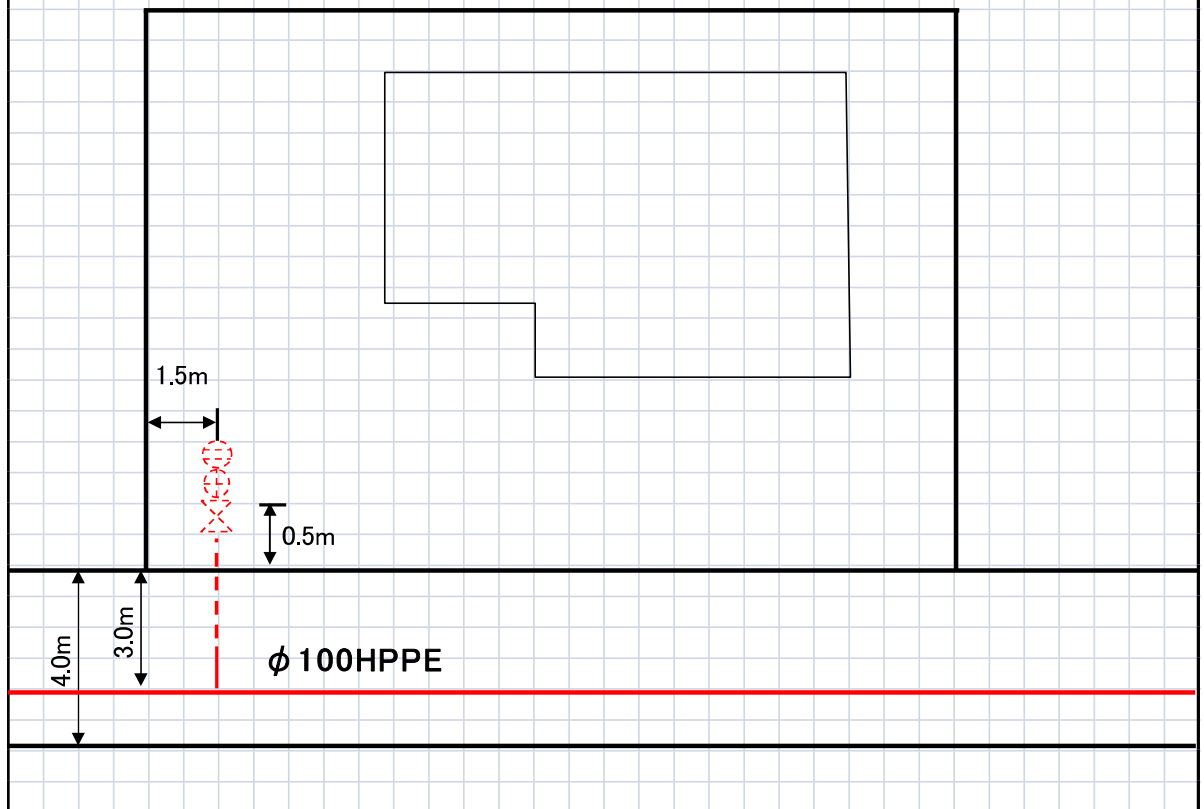
止水栓有新設



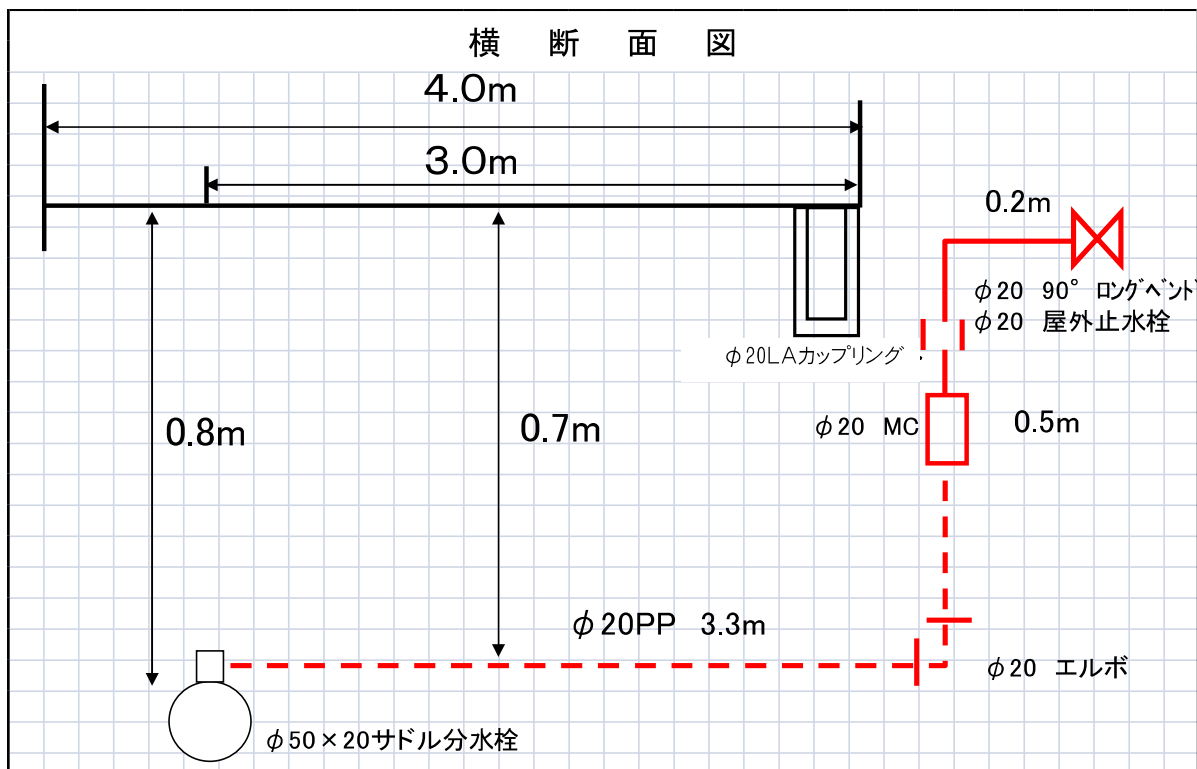
布設替



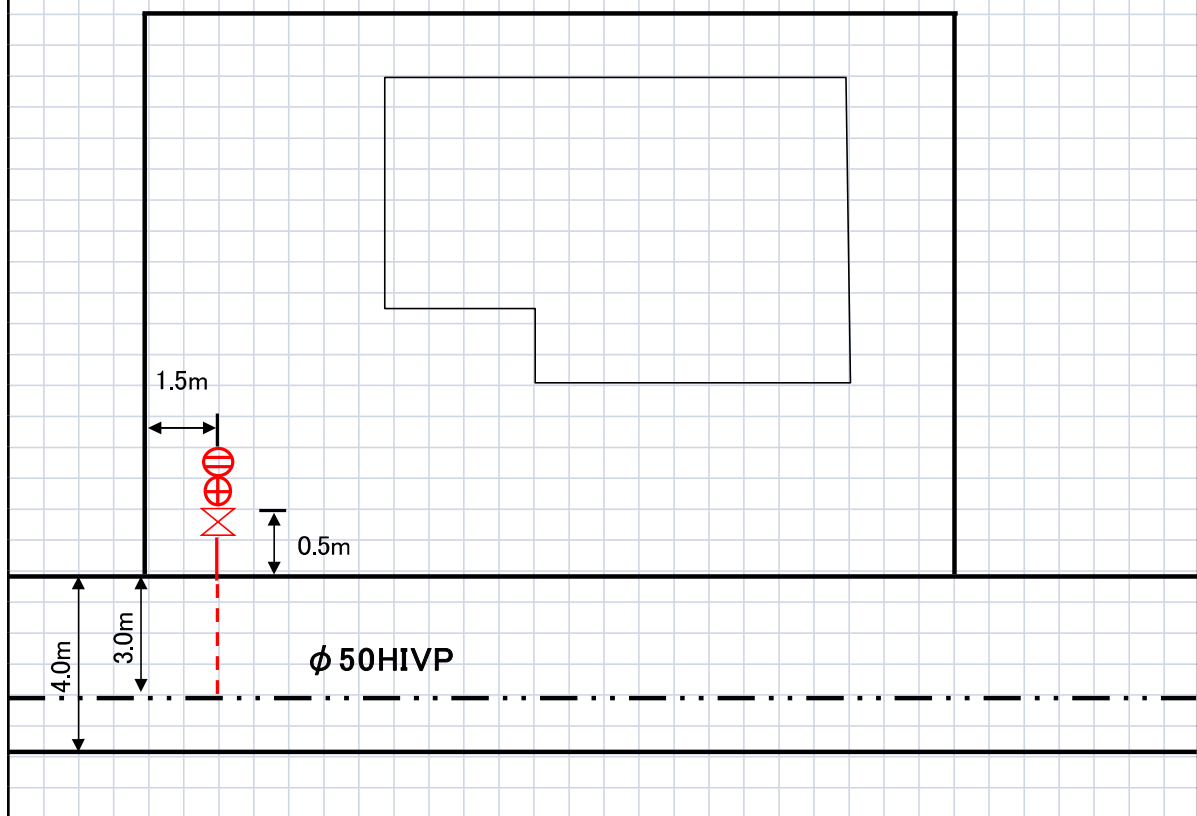
平面図



既設口径変更

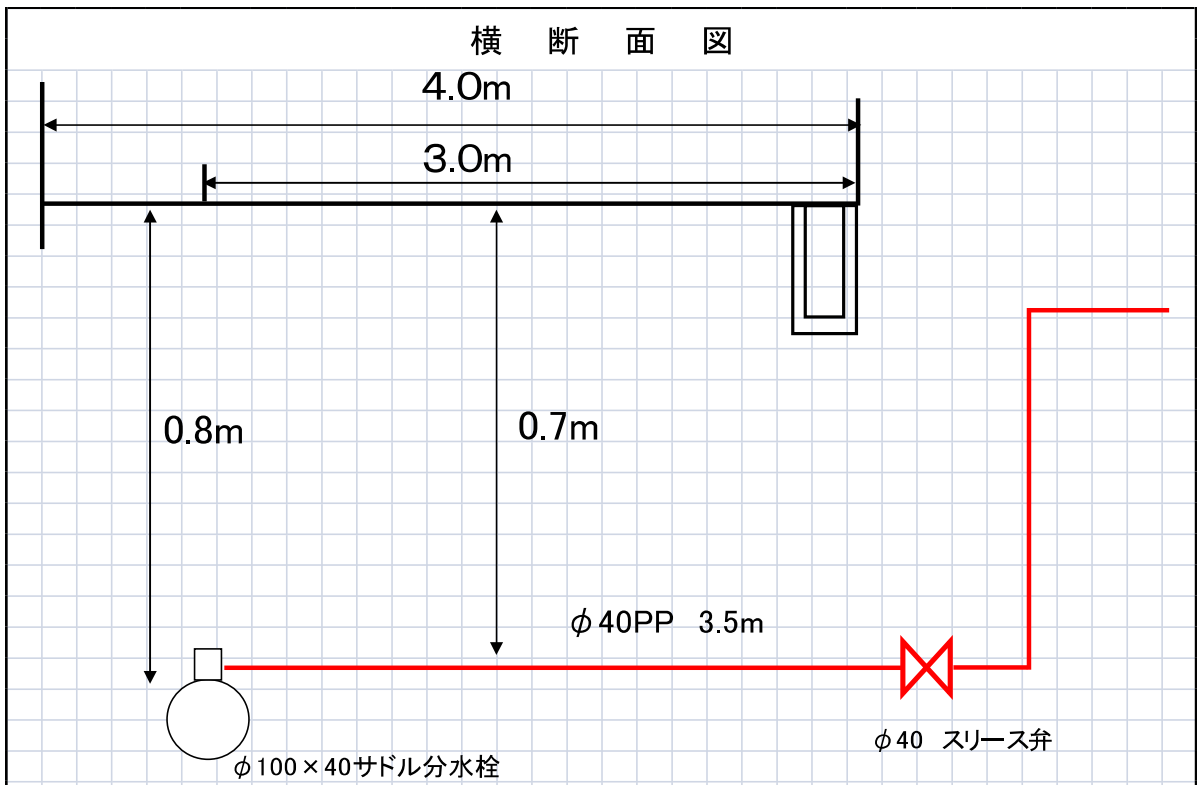


平面図

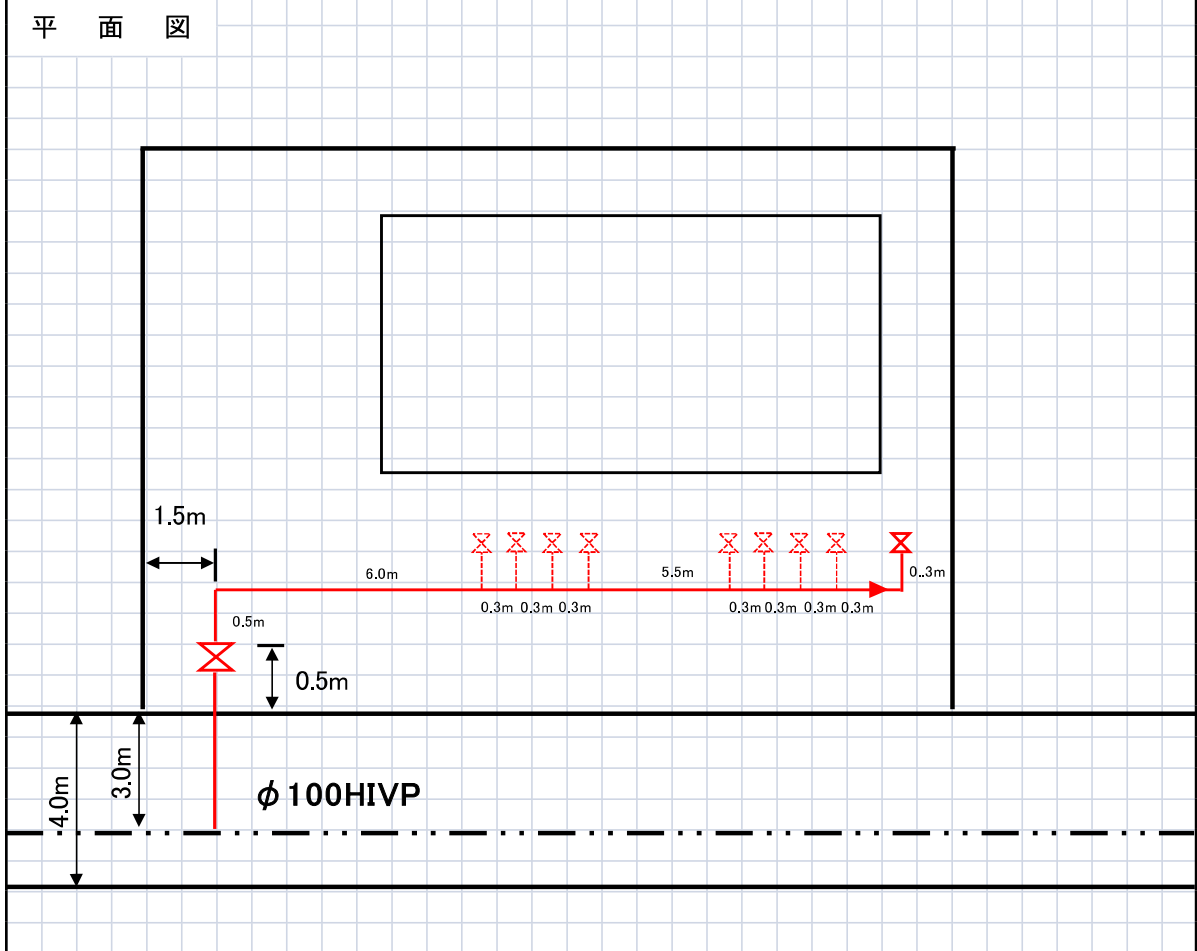


アパート 1

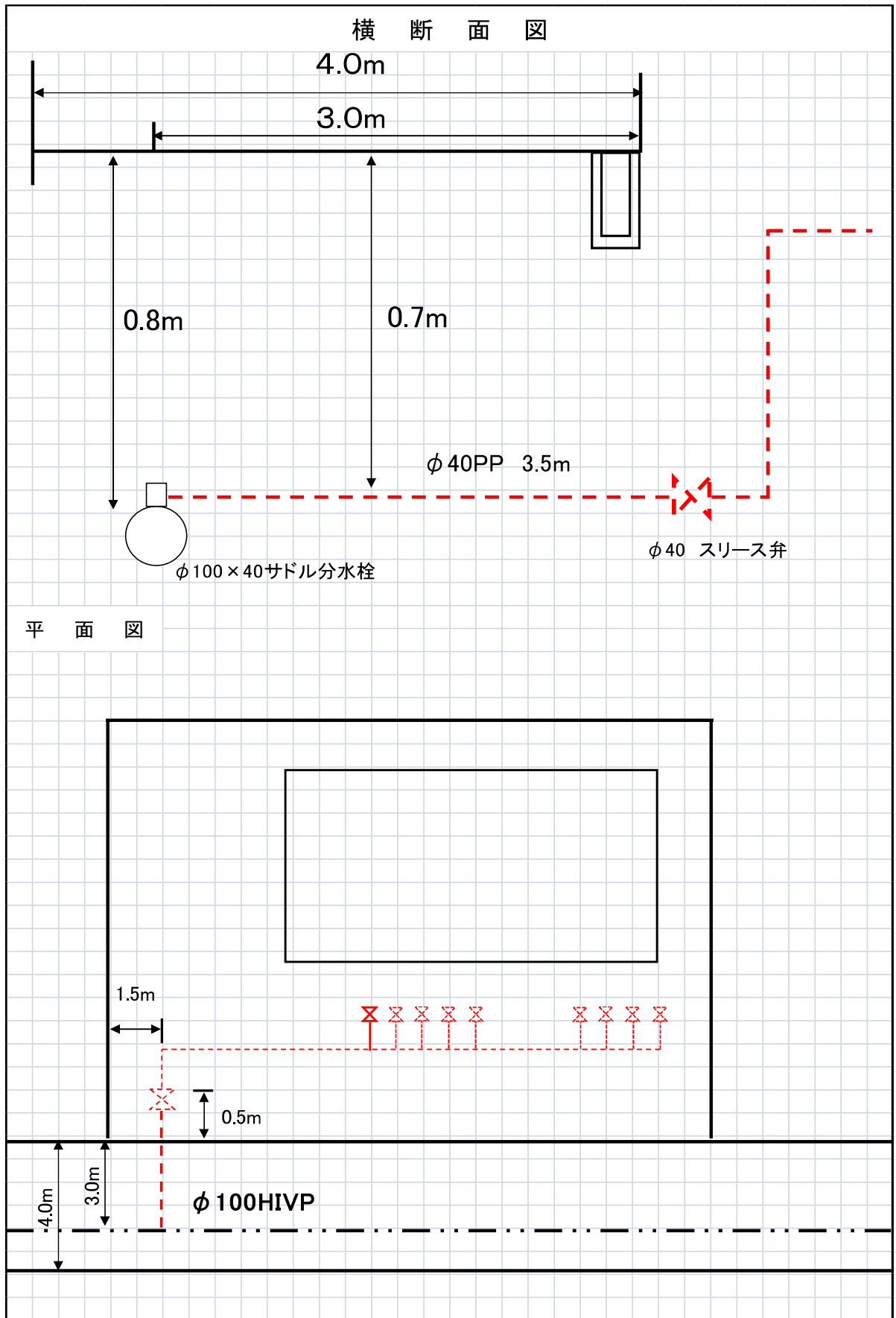
横断面図



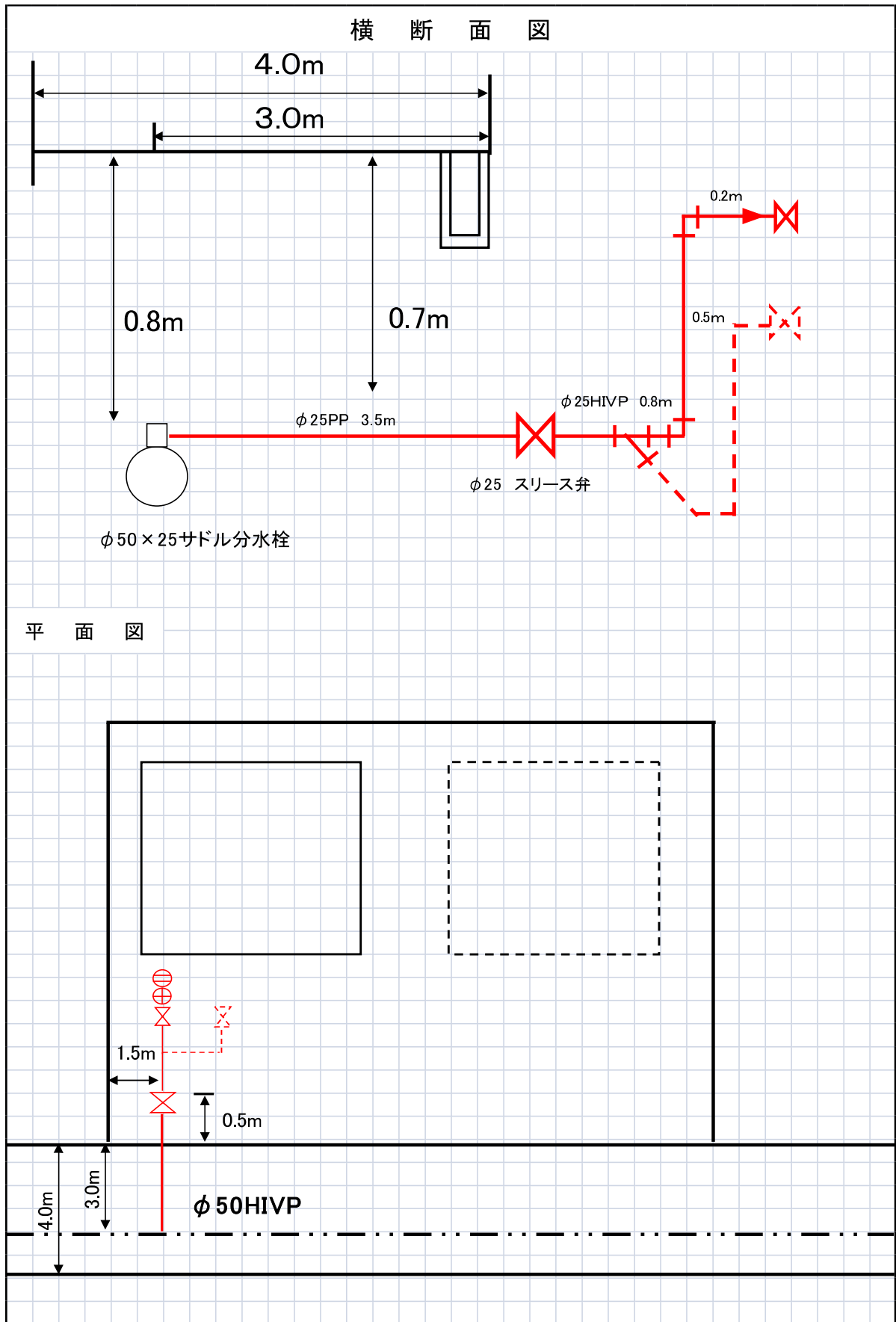
平面図



アパート 2

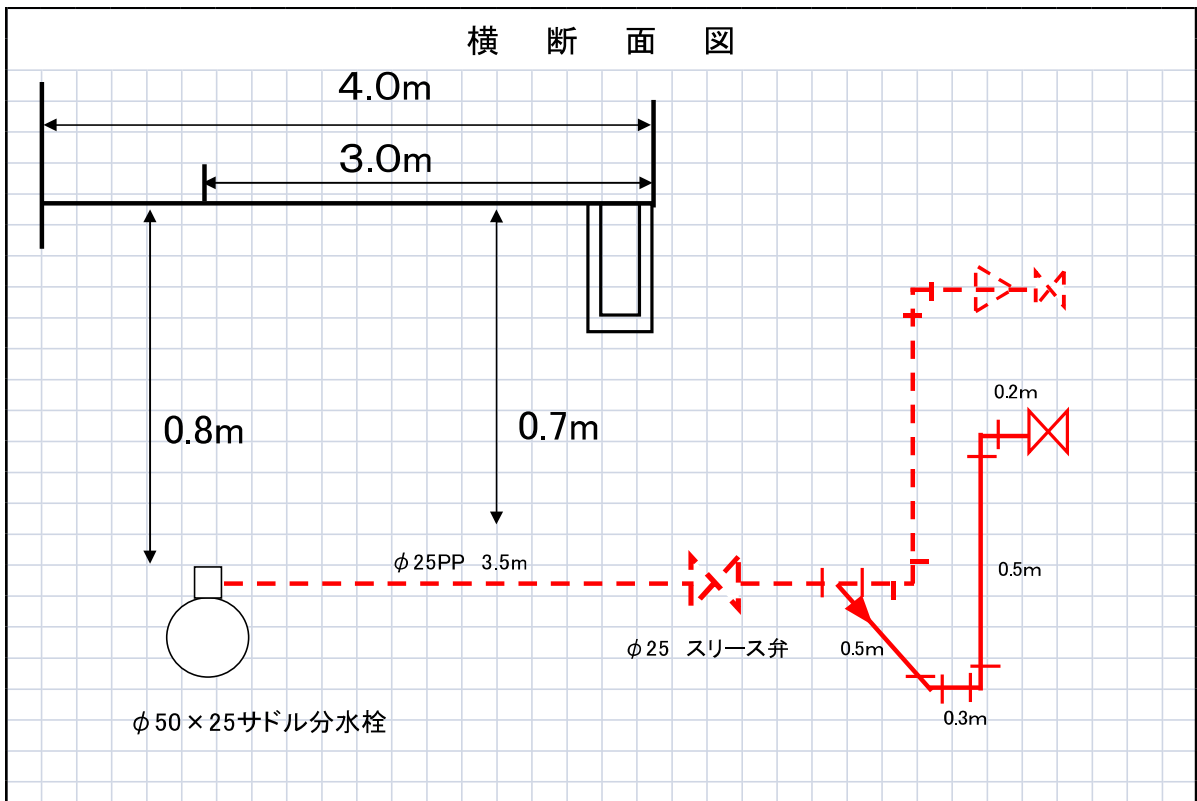


専用線分割 1-A

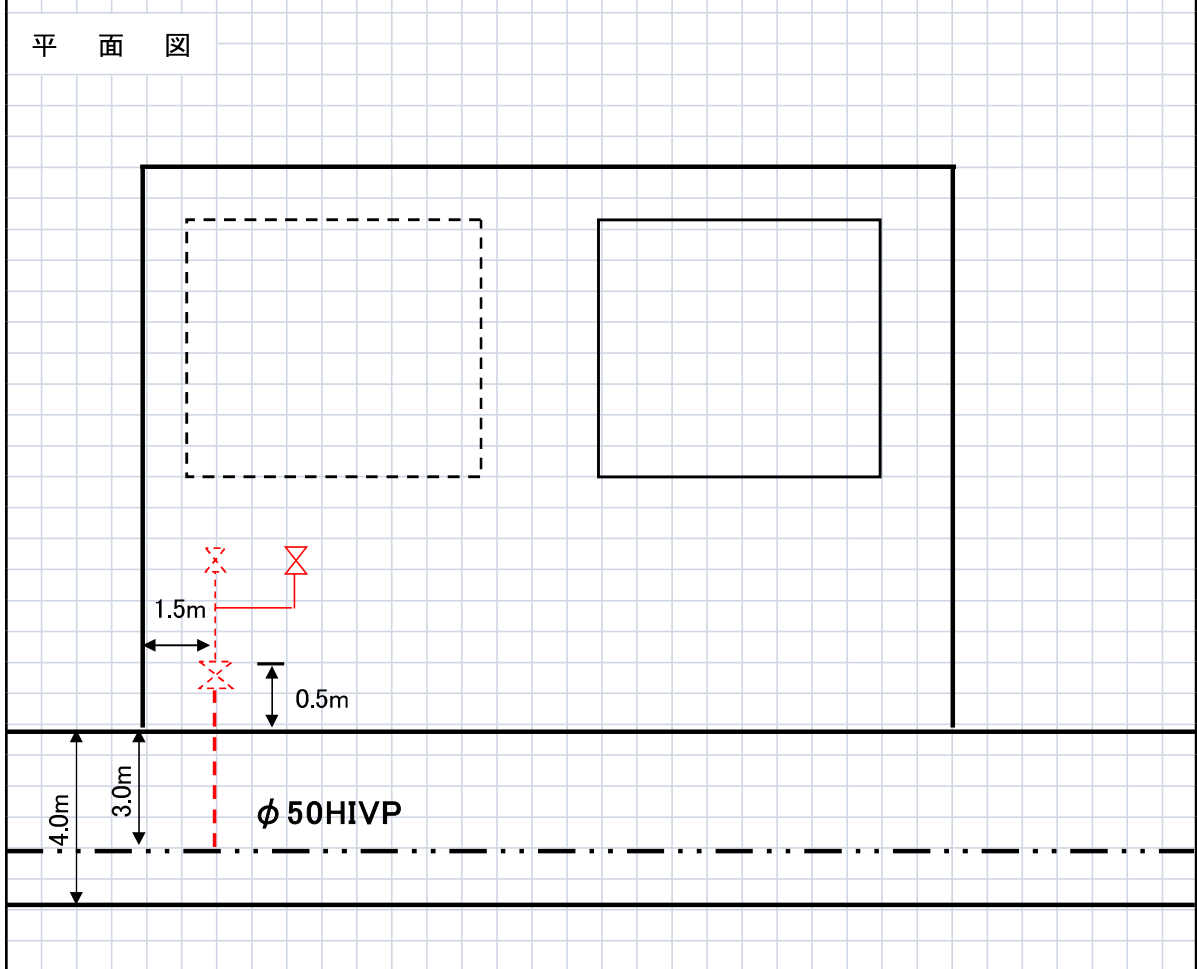


専用線分割 1-B

横断面図

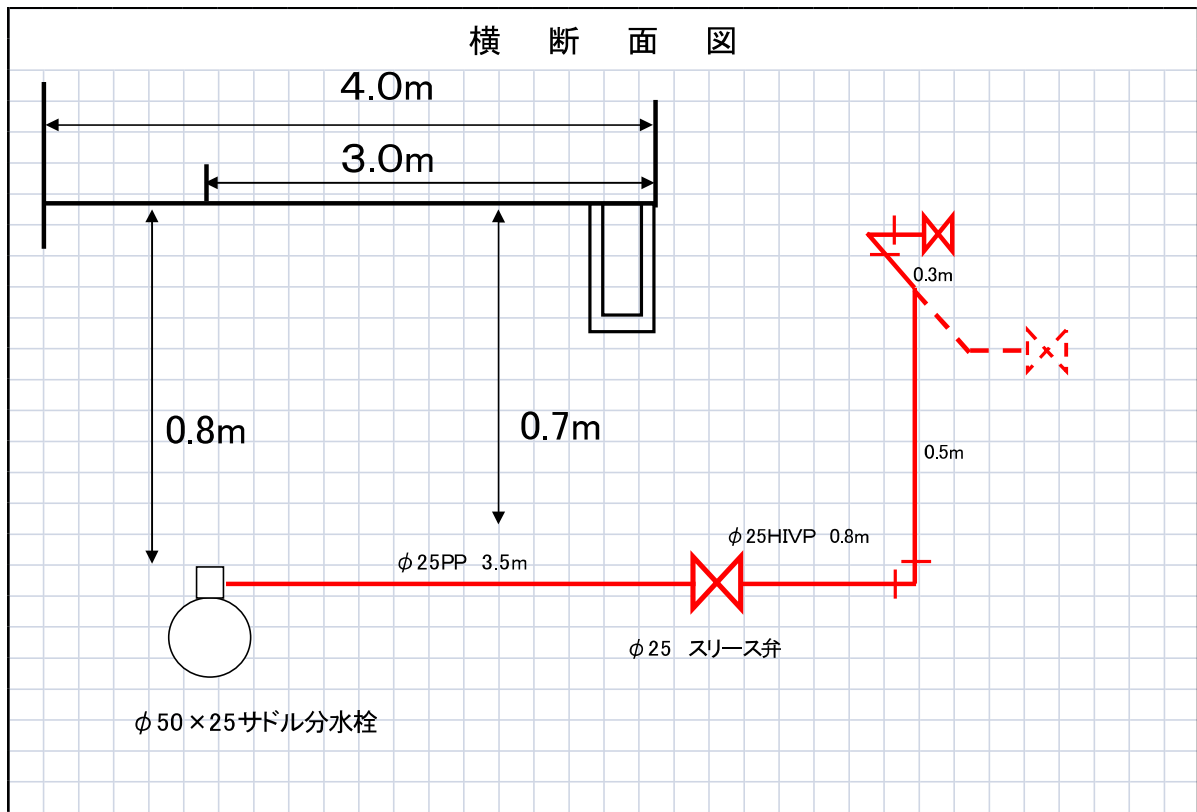


平面図

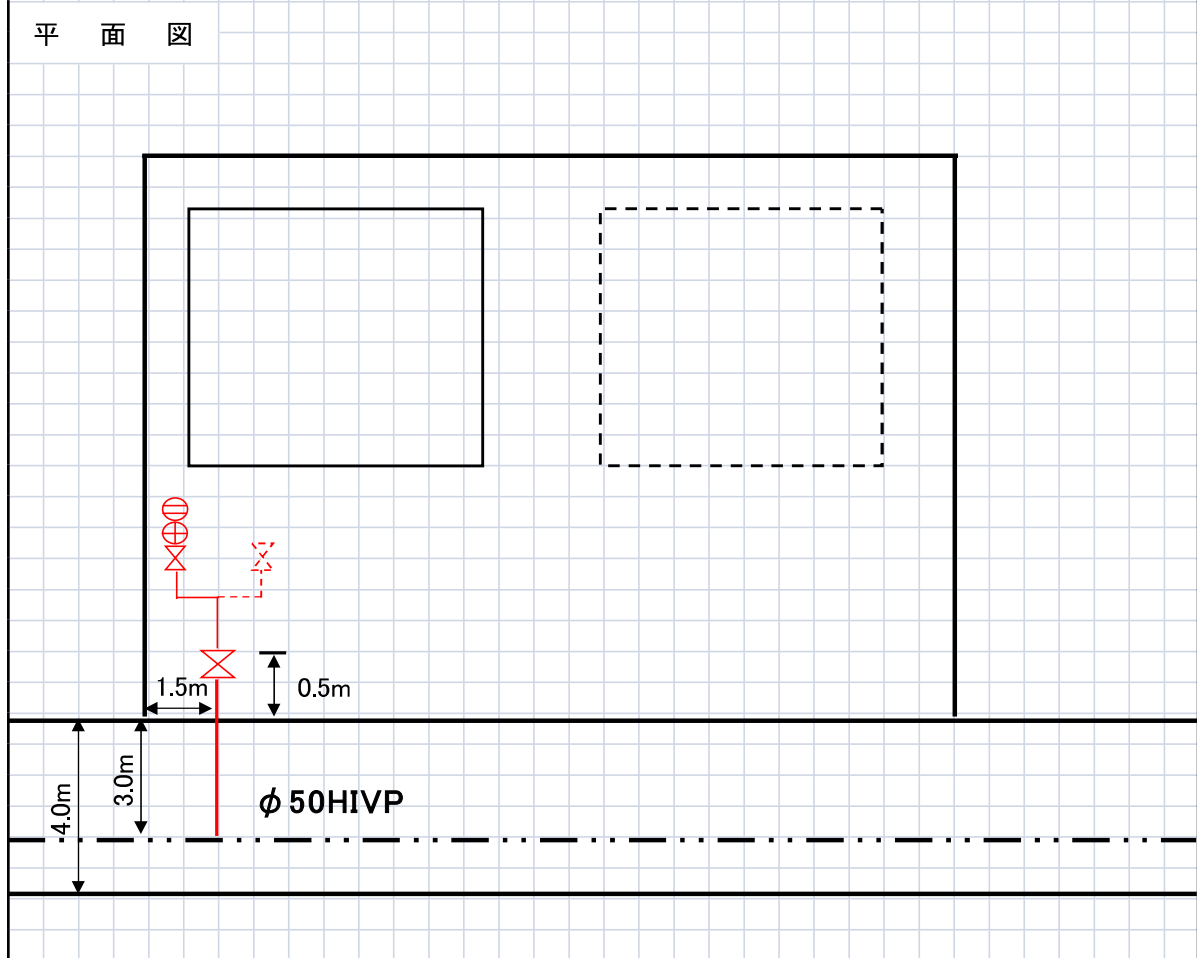


専用線分割 2-A

横断面図

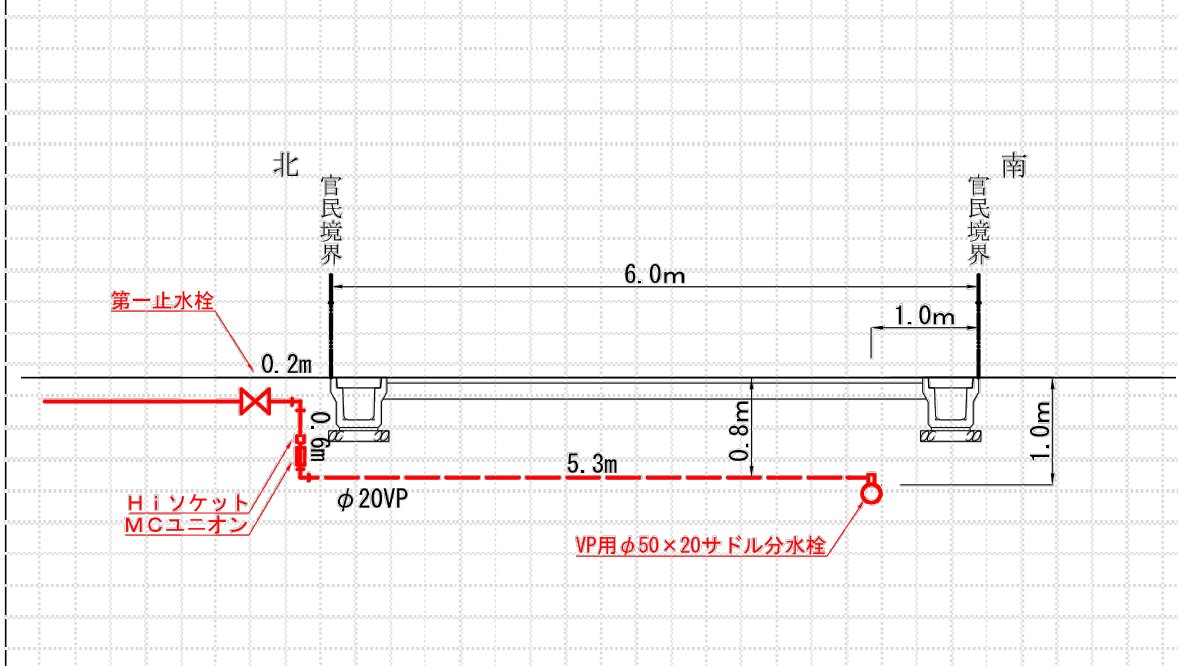


平面図



宅内内線例

横断面図



平面図

